

(第一類 第五号)

第二十二回国会
衆議院

大蔵委員会議録第四十一号

(八二五)

昭和三十年七月二十九日(金曜日)
午前十一時三十九分開議

出席委員
委員長 松原喜之次君
理事 加藤 高藏君
理事 奥村又十郎君
理事 春日 有馬
理事 大平 節雄君
正芳君

内藤 友明君
内藤 正芳君
横路 節雄君
英治君
三郎君
杉浦 武雄君
中山 榮一君
福田 越夫君
前田 房之助君
山本 勝市君
川野 芳祐君
小山 長規君
古川 丈吉君
井手 以誠君
井上 良二君
田方 廣文君
石野 久男君
大蔵大臣 一萬田尙登君
出席政府委員
大蔵政務次官 藤枝 泉介君
計局次長 計局法務官
大蔵事務官(主) 計局法務課長
大蔵事務官(主) 渡邊喜久造君
大蔵事務官(主) 河野 通一君
銀行局長 号
食糧庁長官 清井 正君
委員外の出席者 勝尾 鎌三君
法務省參事官

専門員 植木 文也君

七月二十八日

委員石田宥全君辞任につき、その補
欠として山川豊明君が議長の指名で
委員に選任された。

同月二十九日
委員櫻内義雄君及び小川豊明君辞任
につき、その補欠として夏堀源三郎
君及び石田宥全君が議長の指名で委
員に選任された。

本日の会議に付した案件

日本輸出入銀行法の一部を改正する
法律案(内閣提出第二八号)

証券取引法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一九号)(參議院送付)

補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律案(内閣提出第一四七
号)

昭和三十年産米穀についての所得税
の臨時特例に関する法律案(内閣提出
第一四九号)

金融機関の資金運用の調整のための
臨時措置に関する法律案(内閣提出
第一五〇号)

請願審査小委員長より報告聽取

一 石油関税の復活反対に関する請
願(關谷勝利君紹介)(第五四号)

二 同(長谷川四郎君紹介)(第六九
号)

三 葉たばこの減収対策確立に関する
請願(助川良平君紹介)(第七七
号)

四 同(鈴木善幸君紹介)(第一一二
号)

五 旧軍港市における旧軍用財産の
使用に関する請願(小泉純也君外
四名紹介)(第九二号)

六 石油関税の復活反対に関する請
願(徳安實藏君紹介)(第二七号)

七 第二種原動機付自転車等に対す
る物品税撤廃に関する請願(首藤
新八君紹介)(第二二九号)

八 撥発油税すべきに関する請
願(竹谷源太郎君紹介)(第二五八号)

九 同(早稻田卯右エ門君紹介)(第
二五九号)

一〇 同(神田博君紹介)(第二八五
号)

一一 同(筆本一雄君紹介)(第二八
六号)

一二 同(古井喜實君紹介)(第二八
七号)

一三 同(河野密君紹介)(第二八八
号)

一四 同(岸信介君紹介)(第三一四
号)

一五 同外二件(綱繩彌三君紹介)
(第三五号)

一六 同外二件(綱繩彌三君紹介)
(加藤高藏君紹介)(第二六〇号)

一七 同(前尾繁三郎君紹介)(第二
六一号)

一八 同外一件(島村一郎君紹介)

一九 同(川野芳浦君紹介)(第二九
〇号)

二〇 ビール税率引下げに関する請
願

顧外一件(島村一郎君紹介)(第二
九一号)

二一 中小企業に対する減税措置に
関する請願(保科善四郎君紹介)
(第二九二号)

二二 撥発油税すべきに関する請
願外三件(福井盛太君紹介)(第三
四号)

二三 同(鈴木善幸君紹介)(第四二
三号)

二四 同(植木庚子郎君紹介)(第三
四七号)

二五 同外三件(橋兼次郎君紹介)
(第三四八号)

二六 同(南好雄君紹介)(第三七一
号)

二七 同(中垣國男君紹介)(第三七
二号)

二八 同(青木正君紹介)(第三七三
号)

二九 同(福井順一君紹介)(第三七
四号)

三〇 同(八木一郎君紹介)(第三七
五号)

三一 同(西村直己君紹介)(第三七
六号)

三二 同外二件(平野三郎君紹介)
(第三七七号)

三三 同(瀬戸山三男君紹介)(第三
七八号)

三四 同(小笠原三九郎君紹介)(第
三七九号)

三五 同(日井莊一君紹介)(第四二
〇号)

三六 同(鈴木周次郎君紹介)(第四
九号)

二二号

三七 同(山村新治郎君紹介)(第四
二二号)

三八 同(森山欽司君紹介)(第四二
三号)

三九 同(徳安實藏君紹介)(第四二
四号)

四〇 同外一件(川野芳満君紹介)
(第四二五号)

四一 同(西ヶ久保重光君紹介)(第
四二六号)

四二 同(武藤運十郎君紹介)(第四
二七号)

四三 同(長谷川保君紹介)(第四二
八号)

四四 酒税率引下げに関する請願
(川野芳満君紹介)(第三八〇号)

四五 旧外貨債の有効化に関する請
願(星島二郎君外一名紹介)(第三
八一号)

四五 税理士法の一部改正に関する請
願(山村新治郎君紹介)(第四六
九号)

四六 撥発油税すべきに関する請
願(平野三郎君紹介)(第四九〇号)

四七 撥発油税すべきに関する請
願(平野三郎君紹介)(第四九一
号)

四八 同(愛知揆一君紹介)(第四九
二号)

四九 同(村上勇君紹介)(第四九
二号)

五〇 同(八田貞義君紹介)(第五二
七号)

五一 同(田万廣文君紹介)(第五二
八号)

五一 同(小笠公韶君紹介)(第五五
九号)

五三 ビール税率引下げに関する請願(横山利秋君紹介)(第五五〇号)	七二 染器に対する物品税の免税範囲拡大に関する請願(春日一幸君紹介)(等五九六号)
五四 撥発油税すえ置きに関する請願(勝間田清一君紹介)(第五七〇号)	七三 運動具に対する物品税撤廃に関する請願(福田赳天君紹介)(第一号)
五六 同(保利茂君紹介)(第五九七号)	七四 葉たばこの賠償金引上げに関する請願(中馬辰猪君外一名紹介)(第六三〇号)
五七 同(山下榮二君紹介)(第五九八号)	七五 建築用大理石及びテラゾー製品に対する物品税撤廃に関する請願(内藤友明君紹介)(第六八一號)
五八 同(原健三郎君紹介)(第六三三号)	七六 昭和三十年度道路予算並びに地方道路税制度に関する請願(仲川房次郎君紹介)(第七二三号)
五九 同(畠山鶴吉君紹介)(第六三四号)	七七 撥発油税すえ置きに関する請願(須磨彌吉郎君紹介)(第七二六五号)
六〇 同(船田篤泰君紹介)(第六三五号)	七八 同(橋本登美三郎君紹介)(第六三六号)
六一 同(戸塚九一郎君紹介)(第六三六号)	七八 同(橋本登美三郎君紹介)(第六三七号)
六二 同(大野伴陸君紹介)(第六三七号)	七九 電気トースターに対する物品税撤廃に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第七四八号)
六三 同(足立篤郎君紹介)(第六三八号)	八〇 大型真空掃除機の免税点引下げに関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第七四九号)
六四 同(松岡松平君紹介)(第六三九号)	八一 社会保険診療収入に対する所得税の源泉徴収税率改正に関する請願(中村英男君紹介)(第七八九号)
六五 同(高見三郎君紹介)(第六四〇号)	九五 撥発油税すえ置きに関する請願(南條徳男君紹介)(第六六号)
六六 同(林博君紹介)(第六四一号)	九六 紙に対する物品税撤廃に関する請願(川野芳満君紹介)(第六七号)
六七 同外一件(濱野清吾君紹介)	九七 石油関税の復活反対に関する請願(川野芳満君紹介)(第六七号)
(第六四二号)	九八 撥発油税すえ置きに関する請願(櫻内義雄君紹介)(第一〇三七号)
六八 同(菊池義郎君紹介)(第六四三号)	九九 請願(菅太郎君紹介)(第一〇八四号)
六九 同(額縫彌三君紹介)(第六四四号)	一〇〇 同(愛知揆一君紹介)(第一一二六号)
七〇 同外九十五件(菅野和太郎君紹介)(第六四五号)	一一一 同(正木清君紹介)(第一七七四三号)
七一 同(志村茂治君紹介)(第八三三〇号)	一一二 同(愛知揆一君紹介)(第一七四三号)
七二 楽器に対する物品税の品種別免税点設定に関する請願(春日一幸君紹介)(第五九五号)	一一三 同(正木清君紹介)(第一七四四号)
七三 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一一四 同(正木清君紹介)(第一七四四号)
七四 楽器に対する物品税の品種別免税点設定に関する請願(春日一幸君紹介)(第五九五号)	一一五 同(西村力弥君紹介)(第一八三四号)
七五 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一一六 株式配当金に対する課税軽減に関する請願(長谷川四郎君紹介)
七六 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一一七 同(志村茂治君紹介)(第一一二六号)
七七 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一一八 同(志村茂治君紹介)(第一一二六号)
七八 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一一九 同(志村茂治君紹介)(第一一二六号)
七九 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一二〇 同(志村茂治君紹介)(第一一二六号)
八〇 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一二一 同(志村茂治君紹介)(第一一二六号)
八一 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一二二 同(志村茂治君紹介)(第一一二六号)
八二 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一二三 同(志村茂治君紹介)(第一一二六号)
八三 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一二四 同(志村茂治君紹介)(第一一二六号)
八四 同(門司嘉君外一名紹介)(第一八二九号)	一二五 同(田中武夫君紹介)(第一九七二号)
八五 同(飛島田一雄君紹介)(第八三三〇号)	一二六 同(田中武夫君紹介)(第一九七二号)
八六 同(志村茂治君紹介)(第八三八六号)	一二七 岩手県に国立たばこ試験場設置の請願(鈴木善幸君紹介)(第一八五五号)
八七 同(山本正一君紹介)(第八七一号)	一二八 岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木善幸君紹介)(第一八五六号)
八八 同(米田吉盛君紹介)(第八七二号)	一二九 写真機等に対する物品税輕減に関する請願(横川重次君外一名紹介)(第一九六五号)
八九 同外三件(五十嵐吉藏君紹介)(第一八七三号)	一二〇 撥発油税すえ置きに関する請願(小泉純也君紹介)(第一九六七号)
九〇 同(江崎真澄君紹介)(第八七四号)	一二一 同(五島虎雄君紹介)(第一九六七号)
九一 同(川野芳満君紹介)(第八七五号)	一二二 同(川野芳満君紹介)(第一九六八号)
九二 生命保険の控除額引上げ等に関する請願(大野伴陸君紹介)(第一九六七号)	一二三 同(山口丈太郎君紹介)(第一九六九号)
九三 オート・ウェーブラジオ聴取機に対する物品税軽減に関する請願(塙田十一郎君紹介)(第九一九号)	一二四 同(山口丈太郎君紹介)(第一九七〇号)
九四 理容用タオル消毒器及び顔そり用湯沸し器具に対する物品税撤廃に関する請願(石村英雄君紹介)(第一九七〇号)	一二五 同(田中武夫君紹介)(第一九七一号)
九五 撥発油税すえ置きに関する請願(上林山榮吉君紹介)(第一九六五号)	一二六 中小企業に対する課税軽減に関する請願(川村継義君紹介)(第一九七二号)
九六 紙に対する物品税撤廃に関する請願(南條徳男君紹介)(第一九六六号)	一二七 財團法人日本海員会館に元日本海運報國財團資産の無償譲与に関する請願(松原喜之次君紹介)(第一九七二号)
九七 石油関税の復活反対に関する請願(川野芳満君紹介)(第一九六七号)	一二八 大かん煉乳用砂糖に対する消費税免除に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第一九八四号)
九八 撥発油税すえ置きに関する請願(菅太郎君紹介)(第一〇三七号)	一二九 海外引揚老齢民間人の留置馬君外一名紹介)(第一九八四号)
九九 同外一件(山口長治郎君紹介)(第一〇八四号)	一三〇 村上堆朱に対する物品税減免に関する請願(稻葉修君紹介)

介(第一八三五号)

一一七 岩手県に国立たばこ試験場設置の請願(鈴木善幸君紹介)(第一八五五号)

一一八 岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木善幸君紹介)(第一八五六号)

一一九 写真機等に対する物品税輕減に関する請願(横川重次君外一名紹介)(第一九六五号)

一二〇 撥発油税すえ置きに関する請願(小泉純也君紹介)(第一九六七号)

一二一 同(五島虎雄君紹介)(第一九六七号)

一二二 同(川野芳満君紹介)(第一九六八号)

一二三 同(山口丈太郎君紹介)(第一九六九号)

一二四 同(田中武夫君紹介)(第一九七二号)

一二五 同(田中武夫君紹介)(第一九七二号)

一二六 中小企業に対する課税軽減に関する請願(川村継義君紹介)(第一九七二号)

一二七 財團法人日本海員会館に元日本海運報國財團資産の無償譲与に関する請願(松原喜之次君紹介)(第一九七二号)

一二八 大かん煉乳用砂糖に対する消費税免除に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第一九八四号)

一二九 海外引揚老齢民間人の留置馬君外一名紹介)(第一九八四号)

一三〇 村上堆朱に対する物品税減免に関する請願(稻葉修君紹介)

(第二一七〇号)	二四六四号)
一三一 撥発油税すえ置きに関する 請願(山下榮二君紹介)(第二一七 一号)	一四六 中小企業に対する減税実施 に關する請願(横山利秋君紹介) (第二四六五号)
一三二 石油関税の復活反対に関する 請願(長谷川四郎君紹介)(第二 一七二号)	一四七 三級清酒設定反対に關する 請願(黒金泰美君紹介)(第二五 三〇号)
一三三 電蓄用キャビネット及びレ コードプレイヤー箱に対する物品稅 軽減に關する請願(荒船清十郎君 紹介)(第二二六八号)	一四八 同(井端繁雄君紹介)(第二 六一二号)
一三四 在外財産償還暫定措置に關 する請願(受田新吉君紹介)(第二 三一三号)	一四九 果実エッセンスに対する物 品稅撤廃に關する請願(上林興市 郎君紹介)(第二五三一号)
一三五 三級清酒設定反対に關する 請願(井岡大治君紹介)(第二四〇 〇号)	一五〇 撥発油税すえ置きに関する 請願(井手以誠君紹介)(第二五三 二号)
一三六 同(平田ヒデ君紹介)(第二 四三一号)	一五一 クリーニング業における撣 油稅撤廃等に關する請願(石村 英雄君紹介)(第二五七一号)
一三七 同(荒船清十郎君紹介)(第 二四六一号)	一五二 同(横路館雄君紹介)(第二 五七二号)
一三八 同外一件(平岡忠次郎君紹 介)(第二四六二号)	一五三 同(内藤友明君紹介)(第二 五九一号)
一三九 同(杉村沖治郎君紹介)(第 二四九六号)	一五六 生命保險の控除額引上げ等 に關する請願(赤路友藏君外一名 紹介)(第二六一〇号)
一四〇 撥発油税すえ置きに關する 請願(門司亮君紹介)(第二四二七 号)	一五六 同(床次徳二君紹介)(第二 六八六号)
一四一 同外二件(江崎貞道君紹介) (第二四二八号)	一五七 同(大野伴陸君紹介)(第二 六八七号)
一四二 同(小金義照君紹介)(第二 四二九号)	一七一 三級清酒設定反対に關する 請願(栗原俊夫君紹介)(第二八四 四号)
一四三 同(保科善四郎君紹介)(第 二四三〇号)	一七二 同(武藤連十郎君紹介)(第 二八四五号)
一四五 大かん煙乳用砂糖に關する 消費稅免除に關する請願(稲積七 郎君紹介)(第二四六三号)	一七三 同(鈴木直人君紹介)(第二 九四七号)
一四五 撥発油税等の引上げ反対に 關する請願(横山利秋君紹介)(第 二六九号)	一七四 同(山下春江君紹介)(第二 九四九号)
一五九 スキー及び附屬品に關する 物品稅撤廃に關する請願外九件 (岡良一君紹介)(第二六八九号)	一九四 クリーニング業における撣 油稅撤廃等に關する請願(菅太 郎君紹介)(第二九五四号)
一五八 国内產砂糖消費稅撤廃に關 する請願(中馬辰猪紹介)(第二六 八八号)	一九五 同(内藤友明君紹介)(第二 九五五号)
一七六 同外二件(八田貞義君紹介) (第二九五〇号)	一九六 スキー及び附屬品に關する 物品稅撤廃に關する諸願(岡良一 君紹介)(第三一〇二号)
一七八 同(横川重次君紹介)(第二 九五二号)	一九七 三級清酒設定反対に關する 請願(三鍋義三君紹介)(第三一〇 四号)
一七八 同(横川重次君紹介)(第二 九五二号)	一九八 同外八件(佐々木更三君紹 介)(第三一〇五号)
一九九 同(阿部五郎君紹介)(第三 一〇六号)	一九九 同(齊藤憲三君紹介)(第三 一〇七号)
二〇〇 同(松村謙三君紹介)(第三 一〇八号)	二〇〇 同(河本敏夫君紹介)(第三 一〇九号)
二〇一 同(阿左美廣治君紹介)(第 二六九六号)	二〇一 同(石田博英君紹介)(第三 一一三号)
二〇二 同(阿左美廣治君紹介)(第 二六九八号)	二〇二 同(佐伯宗義君紹介)(第三 一一六号)
二〇三 同(西ヶ久保重光君紹介) (第三一〇二号)	二〇三 同(秋田大助君紹介)(第三 一一五号)
二〇四 同(黒金泰美君紹介)(第二 六九八号)	二〇四 同(佐伯宗義君紹介)(第三 一一七号)
二〇五 同(内藤友明君紹介)(第二 六九九号)	二〇五 同(松岡松平君紹介)(第三 一一九号)
二〇六 同(須磨彌吉郎君紹介)(第 三一〇二号)	二〇六 同(笹山茂太郎君紹介)(第三 一一〇七号)
二〇七 同(河本敏夫君紹介)(第三 一〇九号)	二〇七 同(小笠公韶君紹介)(第三 一一〇七号)
二〇八 同(田中武夫君紹介)(第三 一〇二四号)	二〇八 同(秋田大助君紹介)(第三 一一〇八号)
二〇九 同(松井政吉君紹介)(第三 一〇二五号)	二〇九 同(秋田大助君紹介)(第三 一一〇九号)
二一〇 同(鈴木義男君紹介)(第三 一〇二五号)	二一〇 同(秋田大助君紹介)(第三 一一一〇号)
二一一 同(佐伯宗義君紹介)(第三 一〇二六号)	二一一 同(佐伯宗義君紹介)(第三 一一一〇号)
二一二 同(内藤友明君紹介)(第三 一〇二七号)	二一二 同(佐伯宗義君紹介)(第三 一一一八号)
二一三 同外十件(内海安吉君紹介) (第三一六五号)	二一三 同(内藤友明君紹介)(第三 一一一九号)
二一四 同外八件(愛知揆一君紹介) (第三一六六号)	二一四 同外八件(愛知揆一君紹介) (第三一六七号)
二一五 同(川野芳滿君紹介)(第三 一六七号)	二一五 同(川野芳滿君紹介)(第三 一六七号)

二二六 同(生田宏一君紹介)(第三 一六八号)	二三四 同(古島義英君紹介)(第三 一三一号)	二五〇 同(宇田耕一君紹介)(第三 一五〇号)
二一七 同(松山義雄君紹介)(第三 一六九号)	二三五 同(山本勝市君紹介)(第三 一三三号)	二五四 同(和田博雄君外二名紹介) (第三二五一号)
二一八 同(堀川恭平君紹介)(第三 一七〇号)	二三六 同(園田直君紹介)(第三 一七二号)	二七四 同(川村継義君紹介)(第三 三六〇号)
二一九 同(坂本泰良君紹介)(第三 一七二号)	二三七 同(今松治郎君紹介)(第三 一三三号)	二五五 同(井谷正吉君紹介)(第三 二五二号)
二二〇 同外四件(柳田秀一君紹介) (第三二七二号)	二三八 同(有田喜一君紹介)(第三 一七三号)	二五六 同(安平鹿一君紹介)(第三 二五三号)
二二一 同(杉村沖治郎君紹介)(第 三一七三号)	二三九 同(小島徹三君紹介)(第三 一三六号)	二五七 同(堂森芳夫君紹介)(第三 二五四号)
二二二 同(大西正道君紹介)(第三 一七四号)	二四〇 同(犬養健君紹介)(第三 一三五号)	二五八 同(佐々木良作君紹介)(第 二五三号)
二二三 同外九件(菊地義之輔君紹 介)(第三二七五号)	二四一 同(橋本龍伍君紹介)(第三 一三八号)	二五九 同(正力松太郎君紹介)(第 二五六号)
二二四 クリーニング業における揮 発油税撤廃等に関する請願(坊秀 君紹介)(第三二二〇号)	二四二 同(橋木庚子郎君紹介)(第 一三九号)	二六〇 同(田中織之進君紹介)(第 三三五七号)
二二五 福島県立國立ばこ試験場 設置の請願(栗山博君紹介)(第三 一四一号)	二四三 同(大平正芳君紹介)(第三 一四〇号)	二六一 同(林謙治君紹介)(第三 一五六号)
二二六 三級清酒設定反対に関する 請願(藤本捨助君紹介)(第三一二 三号)	二四四 同(越智茂君紹介)(第三 一四一号)	二六二 同(山口喜久一郎君紹介) (第三二五九号)
二二七 同(菅太郎君紹介)(第三 一四二号)	二四五 同(關谷勝利君紹介)(第三 一四三号)	二六三 同(早川崇君紹介)(第三 一四二号)
二二八 同(加藤常太郎君紹介)(第 三三二五号)	二四六 同(山本友一君紹介)(第三 一四三号)	二六四 同(木下哲君紹介)(第三 一五一号)
二二九 同(龜山孝一君紹介)(第三 一四四号)	二四七 同(吉田重延君紹介)(第三 一四五号)	二六五 同(石坂繁君紹介)(第三 一四五号)
二三〇 同(大村清一君紹介)(第三 一三七号)	二四八 同(逢澤寛君紹介)(第三 一四五号)	二六六 同(野依秀市君紹介)(第三 一三五二号)
二三一 同(小枝一雄君紹介)(第三 一三六号)	二四九 同(森本靖君紹介)	二六七 同(廣瀬正雄君紹介)(第三 一三五三号)
二三二 同(星島二郎君紹介)(第三 一三九号)	(第三二四六号)	二六八 同(櫻内義雄君紹介)(第三 一五四号)
二三三 同外一件(植原悦二郎君紹 介)(第三三三〇号)	二五〇 同外二件(田中武夫君紹介) (第三二四八号)	二六九 同(小松幹君紹介)(第三 一五五号)
二五三 同(辻原弘市君紹介)(第三 一四九号)	二五二 同(井岡大治君紹介)(第三 一三五九号)	二七〇 同外一件(坊秀男君紹介) (第三二四七号)
二五三 同(辻原弘市君紹介)(第三 一四九号)	二五三 同(渡海元三郎君紹 介)(第三三五八号)	二七八 同(古島義英君紹介)(第三 一五〇号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	二九一 同(勝間田清一君紹介)(第 三三五九号)	二九一 同(勝間田清一君紹介)(第 三三五九号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	二九二 同(橋積七郎君紹介)(第三 一四九九号)	二九二 同(橋積七郎君紹介)(第三 一四九九号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	二九三 同(青野武一君紹介)(第三 一五〇〇号)	二九三 同(青野武一君紹介)(第三 一五〇〇号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	二九四 同(滝井義高君紹介)(第三 一五〇一号)	二九四 同(滝井義高君紹介)(第三 一五〇一号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	二九五 同(多賀谷眞穂君紹介)(第 三三五〇二号)	二九五 同(多賀谷眞穂君紹介)(第 三三五〇二号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	二九六 同(石山櫟作君紹介)(第三 一五〇三号)	二九六 同(石山櫟作君紹介)(第三 一五〇三号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	二九七 同(北山愛郎君紹介)(第三 一五〇四号)	二九七 同(北山愛郎君紹介)(第三 一五〇四号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	二九八 同(山口丈太郎君紹介)(第 三三五〇五号)	二九八 同(山口丈太郎君紹介)(第 三三五〇五号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	二九九 同(五島虎雄君紹介)(第三 一五〇六号)	二九九 同(五島虎雄君紹介)(第三 一五〇六号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	三〇〇 同(下川儀太郎君紹介)(第 三三五〇九号)	三〇〇 同(下川儀太郎君紹介)(第 三三五〇九号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	三〇一 同(唐澤俊樹君紹介)(第 三三五〇八号)	三〇一 同(唐澤俊樹君紹介)(第 三三五〇八号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	三〇二 同外二件(長谷川保君紹介) (第三三五〇七号)	三〇二 同外二件(長谷川保君紹介) (第三三五〇七号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	三〇三 同(木崎茂男君紹介)(第三 一五一〇号)	三〇三 同(木崎茂男君紹介)(第三 一五一〇号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	三〇四 同(有馬英治君紹介)(第三 一五一一号)	三〇四 同(有馬英治君紹介)(第三 一五一一号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	三〇五 同(中村寅太君紹介)(第三 一五二一號)	三〇五 同(中村寅太君紹介)(第三 一五二一號)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	三〇六 同(中村寅太君紹介)(第三 一五二二號)	三〇六 同(中村寅太君紹介)(第三 一五二二號)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	三〇七 同(渕上房太郎君紹介)(第 三三五二号)	三〇七 同(渕上房太郎君紹介)(第 三三五二号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	三〇八 同(早稻田柳右五郎君紹介) (九五号)	三〇八 同(早稻田柳右五郎君紹介) (九五号)
二九〇 同(加藤清二君紹介)(第三 一三五二六号)	三〇九 同(伊藤好道君紹介)(第三 一三五九号)	三〇九 同(伊藤好道君紹介)(第三 一三五九号)

三一〇 同(三浦一雄君紹介)(第三 五一七号)	五三六号
三一一 同(夏郷源三郎君紹介)(第 五三七号)	三三〇 同(首藤新八君紹介)(第三 五三七号)
三一三 同(河野金昇君紹介)(第三 五二〇号)	三三一 同(徳田與吉郎君紹介)(第 三五三八号)
三一四 同(横井太郎君紹介)(第三 五二一号)	三三二 同(大野伴睦君紹介)(第三 五三九号)
三一五 同(馬場元治君紹介)(第三 五二二号)	三三三 同(田中伊三次君紹介)(第 三五四号)
三一六 同(野田卯一君紹介)(第三 五二三号)	三三四 同(松野賴三君紹介)(第三 五四一号)
三一七 同(平野三郎君紹介)(第三 五二四号)	三三五 同(坂田道太君紹介)(第三 五四二号)
三一八 同(西村直己君紹介)(第三 五二五号)	三三六 同(奥村又十郎君紹介)(第 三五四三号)
三一九 同外二件(足立篤郎君紹介) (第三五二六号)	三三七 同(村上勇君紹介)(第三 四五号)
三二〇 同(神田博君紹介)(第三 五二七号)	三三八 同外二十四件(前尾繁三郎 君紹介)(第三五四五号)
三二一 同(木村俊夫君紹介)(第三 五二九号)	三三九 同(高見三郎君紹介)(第三 五四七号)
三二二 同(山村元君紹介)(第三 五一〇号)	三四〇 同(牧野良三君紹介)(第三 五四八号)
三二三 同(田村元君紹介)(第三 五一一号)	三四一 同外十件(植原悅二郎君紹 介)(第三五五〇号)
三二四 同外一件(南好雄君紹介)	三四二 同外四件(田子一民君紹介) (第三五五九号)
三二五 同外一件(椎名悦三郎君紹 介)(第三五三三号)	三四三 同外四件(鈴木善幸君紹介) (第三五五〇号)
三二六 同外二件(志賀健次郎君紹 介)(第三五三三号)	三四四 同外一件(平岡忠次郎君紹 介)(第三五五三号)
三二七 同外五件(山本猛夫君紹介) (第三五三四号)	三四五 同外一件(山下榮二君紹介) (第三五五三号)
三二八 同(三田村武夫君紹介)(第 五五三五号)	三四六 同外一件(岡良一君紹介) (第三五五三号)
三二九 同(原健三郎君紹介)(第三 五五三五号)	三四七 同外四件(中居英太郎君紹 介)(第三五五四号)
三三〇 同(松本七郎君紹介)(第三 五五五五号)	三四八 同(松本七郎君紹介)(第三 五五五五号)
三三〇 同外三件(小澤佐重喜君紹 介)(第三五五六号)	
三五〇 同(中井徳次郎君紹介)(第 三五五七号)	
三五二 同(田中幾三郎君紹介)(第 三五五九号)	
三五三 同(北村徳太郎君紹介)(第 三五六二号)	
三五四 同(白瀬仁吉君紹介)(第 三五六一号)	
三五五 同(北村徳太郎君紹介)(第 三五六三号)	
三五六 同(前田房之助君紹介)(第 三五六四号)	
三五七 同(中嶋太郎君紹介)(第 三五六五号)	
三五八 同(山手滿男君紹介)(第 三五六六号)	
三五九 同(漬地文平君紹介)(第 三五六七号)	
三六〇 同(井出一太郎君紹介)(第 三五六八号)	
三六一 同(長井源君紹介)(第三 五六九号)	
三六二 同(田中久雄君紹介)(第三 五六九号)	
三六三 同(小笠原八十美君紹介) (第三五七〇号)	
三六四 同(綱島正興君紹介)(第三 五六九号)	
三六五 同外七件(小西寅松君紹介) (第三五七二号)	
三六六 同(山崎謙君紹介)(第三 五六九号)	
三六七 同(熊谷憲一君紹介)(第三 五六九号)	
三六八 同(松本七郎君紹介)(第三 五六九号)	
三六九 同(久野忠治君紹介)(第三 五六九号)	
三七〇 同(小林鈴君紹介)(第三 五六九号)	
三七一 同(中垣國男君紹介)(第三 五六九号)	
三七二 同(加藤鎧五郎君紹介)(第 三五七九号)	
三七三 同(小笠原三九郎君紹介) (第三五八〇号)	
三七四 同(川野芳満君紹介)(第三 五六一号)	
三七五 同(奥村又十郎君紹介)(第 三五七九号)	
三七六 三級清酒設定反対に関する請願 (奥村又十郎君紹介)(第三五八二 号)	
三七七 同(重政誠之君紹介)(第三 五六五号)	
三七八 同(眞崎勝次君紹介)(第三 五六六号)	
三七八 同(眞崎勝次君紹介)(第三 五六六号)	
三七九 同(芦田均君紹介)(第三 五六六号)	
三八〇 同(中馬辰猪君紹介)(第三 五六六号)	
三八一 同(田村元君紹介)(第三 五六九号)	
三八二 同(永山忠則君紹介)(第三 五六九号)	
三八三 同(淺香忠雄君紹介)(第三 五六九号)	
三八四 同(大坪保雄君紹介)(第三 五六九号)	
三八五 同(高橋等君紹介)(第三 五六九号)	
三八六 同(保利茂君紹介)(第三 五六九号)	
三八七 同(仲川房次郎君紹介)(第 三五六九号)	
三八八 同外十一件(井上良二君紹 介)(第三五六六号)	
三八九 同(伊藤卯四郎君紹介)(第 三五六九号)	
三九〇 同(池田禎治君紹介)(第 三五六九号)	
三九一 同(西村榮一君紹介)(第三 五六九号)	
三九二 同(中村高一君紹介)(第三 五六九号)	
三九三 同(永山忠則君紹介)(第三 五六九号)	
三九四 クリーニング業における揮 発油税撤廃等に関する請願(横山 利秋君紹介)(第三六三三号)	
三九五 三級清酒設定反対に関する請 願(鹿野彦吉君紹介)(第三七五 三号)	
三九六 同外六件(内田常雄君紹介) (第三七五四号)	
三九七 同外六件(大橋武夫君紹介) (第三七五五号)	
三九八 同(離尾弘吉君紹介)(第三 七五六号)	
三九九 同(高橋等君紹介)(第三 七五六号)	
四〇〇 同外二件(倉石忠雄君紹介) (第三七五八号)	
四〇一 同(池田勇人君紹介)(第三 七五九号)	
四〇二 同外三件(町村金五君紹介) (第三七六〇号)	
四〇三 同(徳安寶藏君紹介)(第三 七六一号)	
四〇四 同(前田正男君紹介)(第三 七六二号)	
四〇五 同(仲川房次郎君紹介)(第 三五六九号)	

- 三七六三号) 同(中川俊思君紹介)(第三
四〇六 同外一件(八田貞義君紹介)
(第三七六四号)
四〇七 同(山下春江君紹介)(第三
七六五号)
四〇八 同外十九件(小坂善太郎君
紹介)(第三七六六号)
四〇九 同(黒金泰美君紹介)(第三
七六七号)
四一〇 同(加藤精三君紹介)(第三
七六八号)
四一一 同(小金義照君紹介)(第三
七六九号)
四一二 同外五件(竹尾式君紹介)
(第三七七〇号)
四二三 同(小林郁君紹介)(第三
七七八号)
四三四 同(佐竹新市君紹介)(第三
七八九号)
四一四 同(山口好一君紹介)(第三
七七二号)
四一五 同(高瀬傳君紹介)(第三
七七三号)
四一六 同外二件(原捨恩君紹介)
(第三七七四号)
四一七 同外二十五件(塙田十一郎
君紹介)(第三七七五号)
四一八 同(島村一郎君紹介)(第三
七七六号)
四一九 同(八木昇君紹介)(第三
七七七号)
四二〇 同(森下國雄君紹介)(第三
七七八号)
四二一 同(井手以誠君紹介)(第三
七七九号)
四二二 同外十二件(矢尾喜三郎君
紹介)(第三七八〇号)
四二三 同(船田中君紹介)(第三七
八一号)
四二四 同外五件(上林山榮吉君紹
介)(第三七八二号)
四二五 同(中川俊思君紹介)(第三
七八三号)
四二六 同外二件(川野芳滿君紹介)
(第三七八四号)
四二七 同(吉田賢一君紹介)(第三
七八五号)
四二八 同外七件(中崎敏君紹介)
(第三七八六号)
四二九 同(田原春次君紹介)(第三
七八七号)
四三〇 同(前田榮之助君紹介)(第
三七八八号)
四三一 同(佐竹新市君紹介)(第三
七八九号)
四三〇 酒税率引下げに関する請願
(内藤友明君紹介)(第三七九〇号)
四三三 同(小山長規君紹介)(第三
七九一号)
四三五 同(山崎巖君紹介)(第三
七九二号)
四三六 同(山下春江君紹介)(第三
七九三号)
四三七 同(大平正芳君紹介)(第三
七九四号)
四三八 生命保険の控除額引上げ等
に関する請願(周東英雄君紹介)
(第三七九六号)
四三九 同(北村徳太郎君紹介)(第
三七九七号)
四五〇 三級酒税設定反対に関する
請願外一件(佐々木秀世君紹介)
(第四〇五七号)
四五一 同外九件(船井修君紹介)
(第四〇五八号)
四五二 同(川俣清音君紹介)(第四
〇五九号)
四五三 同(南條徳男君紹介)(第四
〇七九号)
四五四 同(松浦東介君紹介)(第四
〇七二号)
四五五 同(松澤雄藏君紹介)(第四
〇七〇号)
四五六 同(池田正之君輔紹介)(第
四〇七三号)
四五七 同外六件(中村庸一郎君紹
介)(第四〇七四号)
四五八 同外二件(本名武君紹介)
(第四〇七五号)
四五九 同(今井耕君紹介)(第四〇
七六号)
四五〇 同外九件(船井修君紹介)
(第四〇九三号)
四五七 同(篠田弘作君紹介)(第四
〇九四号)
四五八 同外十一件(千葉三郎君紹
介)(第四〇九五号)
四五九 同(今井耕君紹介)(第四〇
九七号)
四五〇 同(重政誠之君紹介)(第四
〇九五号)
四五九 同(早川崇君紹介)(第四
〇九五号)
四五七 同(坊秀男君紹介)(第四
〇九四号)
四五九 同(早川崇君紹介)(第四
〇九五号)
四五九 同(西村直己君紹介)(第四
〇九五号)
四五九 同(吉川久衛君紹介)
(第四二三五号)
四五九 同外二件(内藤友明君紹介)
(第四二三六号)
五〇〇 三級酒税設定反対に関する
請願(川村善八郎君紹介)(第四一
〇七七号)
五〇一 同(山本糸吉君紹介)(第四
〇七九号)

五〇二 同(北澤直吉君紹介)第四 (一五九号)	五一八号	五二一 挥發油稅すえ置きに關する 請願外四件(福田赳夫君紹介)第 四二三四号)
五〇三 同(塙原俊郎君紹介)第四 (一六〇号)	五〇四 同(橋本登美三郎君紹介) (第四一六一号)	五二二 クリーニング業における揮 發油稅撤廢等に關する請願(杉浦 武雄君紹介)第四二四一号)
五〇五 同外四件(猪俣浩三君紹介) (第四一六三号)	五〇六 同外二件(稻村隆一君紹介) (第四一六二号)	五二三 大島農業協同組合連合会の ガリオア債務償還に關する請願 (伊東隆治君紹介)第四二三三号)
五〇七 同(風見章君紹介)第四 (第六四号)	五〇八 同外一件(石田宥全君紹介) (第四一六五号)	五二四 大島食糧株式会社のガリオ ア債務償還に關する請願(伊東隆 治君紹介)第四二三三号)
五〇九 同外七件(櫻井奎夫君紹介) (第四一六七号)	五一〇 同(伊東岩男君紹介)第四 (第六九号)	五二五 酒稅率引下げに關する請願 (保利茂君紹介)第四二六九号)
五一〇 同(伊東岩男君紹介)第四 (第六九号)	五一一 同(大高康君紹介)第四 (第六八号)	五二六 同(菅太郎君紹介)第四三 (一八号)
五一二 同(加藤萬藏君紹介)第四 (一六九号)	五一三 同(中山榮一君紹介)第四 (一七〇号)	五二七 同(小金義照君紹介)第四 (三一九号)
五一三 同(中山榮一君紹介)第四 (一七〇号)	五一四 同(赤城宗徳和君紹介)第四 (一七一号)	五二八 同(木崎茂男君紹介)第四 (三二〇号)
五一四 同(赤城宗徳和君紹介)第四 (一七一号)	五一五 同(小山長規君紹介)第四 (一七二号)	五二九 同(福山篤泰君紹介)第四 (三四九号)
五一五 同(小山長規君紹介)第四 (一七二号)	五一六 同(神田大作君紹介)第四 (一七三号)	五三〇 同(前田房之助君紹介)第 (三四八号)
五一六 同(神田大作君紹介)第四 (一七三号)	五一七 同(片島港君紹介)第四 (三七号)	五四一 同(千葉三郎君紹介)第四 (四〇二号)
五一七 同(片島港君紹介)第四 (三七号)	五一八 同外三件(池田清志君紹介) (第四二三八号)	五四二 同(千葉三郎君紹介)第四 (四〇一号)
五一九 同(森山鉄司君紹介)第四 (二三九号)	五一九 同(森山鉄司君紹介)第四 (第四二四〇号)	五四三 同(横山利秋君紹介)第四 (三四九号)
五二〇 同外二件(吉川久衛君紹介) (第四二四〇号)		五四四 同(春日一幸君紹介)第四 (三五〇号)
		五四五 同(並木芳雄君紹介)第四 (三五一号)
		五四六 同(並木芳雄君紹介)第四 (三五二号)
		五四七 同(千葉三郎君紹介)第四 (三四九号)
		五四八 同(福井順一君紹介)第四 (三四九号)
		五四九 同(木下哲君紹介)第四 (三四九号)
		五五〇 同(井上良二君紹介)第四 (四〇四号)
		五五一 同(平岡忠次郎君紹介)第四 (四〇四号)
		五五二 同(山村新治郎君紹介)第 (四〇六号)
		五五三 同(中山榮一君紹介)第四 (四〇七号)
		五六八 酒稅率引下げ並びに三級清 酒設定に關する請願(廣川弘禪君 紹介)第四四九二号)
		五六九 同(井手以誠君紹介)第四 (五四二号)
		五六九 同(井手以誠君紹介)第四 (五六〇号)
		五七一 酒稅率引下げに關する請願 (大平正芳君紹介)第四四九三号)

出入銀行法の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案の五法律案を一括議題として質疑を続行いたします。井上良二君。

○井上委員 昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案に關連して質問をいたしたいのです。が、政府は、本年從來やつて参りました主要食糧の供出制度を改めまして、事前売り渡し申込制という予約制度なるものを探用いたしたのであります。その予約制度の採用に基いて新米価を決定せねばならぬことになりまして、先般三十年度産米に対する新米価が発表されております。一休この新米価は、食管法第三条の規定のどの部分を具体的に検討されまして御決定になりましたが、その点をまずお伺いをいたしたい。これは大蔵大臣と、農林大臣を呼んでおりますが、来ておりませんから、食管長官と、両政府当局からお答えを願いたい。

○萬田國務大臣 今度の新米価は、食管法の全部に基いてきめたわけであります。

○清井政府委員 ただいま大蔵大臣が御答弁申し上げました通りであります。今回とりました事前売り渡し制度は、現行食糧管理制度を維持する建前のものと新制度を実行いたしておるのでございます。申すまでもなく、現行の食管法に基いて決定をいたすことになつておりますので、今回の新米価も、食糧管理法第三条に基いて決定をいたしました次第でございます。

○井上委員 私の質問いたしておるのは、生産費の問題については十分検討して参つたのでございますが、政府案すのは、食管法第三条の米価決定の規定のどの項目を参照してきめたかとい

うことです。食管法第三条に、米価決定についての規定がございますが、この規定によると、生産費を基礎にして、新しい経済事情を参考した上で、農業再生産を償う價格をきめる、こう書いてある。ところが御存じの通り、生産費は、米がそれてしまないと、あるかといふことを考慮した上できめられるべきなのです。生産費を土台にせずには、何を土台にして今度の新米価をはじめますか、そのことを聞いてお

じいたのですか、そのことを聞いておるのです。

○清井政府委員 ただいまの御質問の点であります。申すまでもなく生産費、物価、その他の経済事情を参考しておきますことは、お話しの通りでござります。私どもいたしまして、も、昨年の米価審議会におきまして、生産費等を中心とする方式を十分検討するようにという決議がありまして、その後事務的に生産費の研究等につきましていろいろ御検討を頼った経験もござりますが、その後先般の米価審議会におきまして、米穀生産費に関します小委員会をお設けになりました。そこで、小委員会におきまして、第一次の中間的な御報告があつたような次第でございます。その場合におきましては、いろいろ御議論がありまして、一応パルク・ライン八割の生産費を補償するような米価の決定方式について検討するという趣旨の御決議があつたのをいたしました。

○井上委員 私の質問いたしておるのは、生産費の問題については十分検討して参つたのでござりますが、政府案すのは、食管法第三条の米価決定の規定の精神に相応するものというふうに考

ましてもまだいろいろ理論的には問題があるようございます。米価審議会が御意見におきましても、やはり一定の金額には数百円の幅を持つて考えなければならぬ、その程度の算定上の誤差をいろいろ考え方でなければならないと

いうような御決議もございまして、各委員もまたその点を御了承になつておられるよう関係もあるのでござります。そういうような関係もございまして、それをバリティで上昇率を見ましたものを一応基準といたしまして、一万百六十円の標準米価を決定いたしました。基準といたしましては、從来二十五、六年なり、あるいは二十七年なり適当の年度を準といたしまして、その後最近までの基準として、從来二十、六年なり、等の價格の値上がり等も見てきめるのでございますが、ただいま御指摘の通り、一年前の二十九年までのデータを基礎として米価をきめなければならぬという点が、生産費につきまして問

は考えます。まだ米ができないので、生産を取り巻く経済情勢はどう変わったかといふことを土台にして、初めてそれがかかるたか、また農家経済や農業費がかかるたか、いかに思つたのかと

は考えます。まだ米ができないので、生産を取り巻く経済情勢はどう変わったかといふことを土台にして、初めてそれがかかるたか、また農家経済や農業費がかかるたか、いかに思つたのかと

は考えます。まだ米ができないので、生産を取り巻く経済情勢はどう変わったかといふことを土台にして、初めてそれがかかるたか、また農家経済や農業費がかかるたか、いかに思つたのかと

は考えます。まだ米ができないので、生産を取り巻く経済情勢はどう変わったかといふことを土台にして、初めてそれがかかるたか、また農家経済や農業費がかかるたか、いかに思つたのかと

は考えます。まだ米ができないので、生産を取り巻く経済情勢はどう変わったかといふことを土台にして、初めてそれがかかるたか、また農家経済や農業費がかかるたか、いかに思つたのかと

は考えます。まだ米ができないので、生産を取り巻く経済情勢はどう変わったかといふことを土台にして、初めてそれがかかるたか、また農家経済や農業費がかかるたか、いかに思つたのかと

は考えます。まだ米ができないので、生産を取り巻く経済情勢はどう変わったかといふことを土台にして、初めてそれがかかるたか、また農家経済や農業費がかかるたか、いかに思つたのかと

は考えます。まだ米ができないので、生産を取り巻く経済情勢はどう変わったかといふことを土台にして、初めてそれがかかるたか、また農家経済や農業費がかかるたか、いかに思つたのかと

出来秋を見て米価をきめたらいいじゃないかといふ御意見も、私はこれも筋の通つた一つの考え方だと思います。

○井上委員 大蔵大臣に伺いますが、大蔵大臣に伺いますが、およその價格をきめてもわざないと米の出しようがなればならないと、それが予約買付制度というものが新しく設けられました。どうしても集荷等の關係から、今申されたような点はあるかもしれません。そこでどうしても米価をきめなくてはならないというのが、米価審議会を始め多くの人の御意見で、そういう御意見に従つてやつたのであります。これが、ここでもう少し米価をきめなくてはならないというのが、米価審議会を始め多くの人の御意見で、そういう御意見に従つてやつたのであります。これが、これが実際出来秋におこりますならば私は文句は言いません。

○井上委員 次に伺いたいのは、政府は新米価決定に当たりまして、米価審議会に諸議案を出さずに、米価審議会の答申を尊重するごとくこれを国会を通しても述べております。ところが実際は、米価審議会の答申と異なつた新米価が決定されておる。これは一体どう

したことですか、それを伺いたい。

○一萬田國務大臣 これも、米価審議会が開会して御審議を始める前に、政府の米価をどうするかといふことを御意見を述べておられます。しかし今回は、予約買付制度等の問題もありまして、その趣旨に至らなかつたのであります。

○井上委員 次に伺いたいのは、政府の米価をどうするかといふことを御意見を述べておられます。しかし今回は、予約買付制度等の問題もありまして、その趣旨に至らなかつたのであります。

○一萬田國務大臣 これも、米価審議会が開会して御審議を始める前に、政府の米価をどうするかといふことを御意見を述べておられます。しかし今回は、予約買付制度等の問題もありまして、その趣旨に至らなかつたのであります。

○井上委員 次に伺いたいのは、政府の米価をどうするかといふことを御意見を述べておられます。しかし今回は、予約買付制度等の問題もありまして、その趣旨に至らなかつたのであります。

○一萬田國務大臣 これも、米価審議会が開会して御審議を始める前に、政府の米価をどうするかといふことを御意見を述べておられます。しかし今回は、予約買付制度等の問題もありまして、その趣旨に至らなかつたのであります。

○井上委員 次に伺いたいのは、政府の米価をどうするかといふことを御意見を述べておられます。しかし今回は、予約買付制度等の問題もありまして、その趣旨に至らなかつたのであります。

して尊重いたすべきはむろんであります。されど、さような精神で米価をきめたわけではありません。

○井上委員 従来は、大体政府が、本年の産米価格はこの程度が妥当と思うが、米審の意見はどうかといふことで、その答申を待つというやり方が行われてきた。ところが今年は、政府は原案を出さなかつた。そこで米審においても国会においても、それならば米価審議会の答申を尊重するか、決定を採択するかということで、相当鋭い追及があつたことは事実であります。そして政府は、それを尊重するということを表明しておられる。そこで実際問題として、米審の決定と政府が発表した一百六十円との間に開きができるまで、農業生産費の引き上げを行果、当然基本米価に入れるべきものを、百円方減税分においてそれを補う、さらに肥料價格の値下りその他を見込んで、農業生産費の引き上げを行ふといふことで、基本米価のつじまを合せていくという手をおとりになつた。何で一体そんなこそくな手をとらなければならぬのか。百円分減税に固單なる参考だ、政府は政府独自の立場で米価をきめるのだと主張なさるが、それではその通りやるかといふと、今申しますように、百円は減税においても一回さしつかえないはずだ。どういうわけでそういうことをやらなければならぬのか。あなたは、米審の答申は

万百六十円案が正しければそれをやればいいのであつて、それが正しくないであります。

○井上委員 従来は、大体政府が、本年の産米価格はこの程度が妥当と思うが、米審の意見はどうかといふことで、その答申を待つというやり方が行われてきた。ところが今年は、政府は原案を出さなかつた。そこで米審においても国会においても、それならば米価審議会の答申を尊重するか、決定を採択するかということで、相当鋭い追及があつたことは事実であります。そして政府は、それを尊重するということを表明しておられる。そこで実際問題として、米審の決定と政府が発表した一百六十円との間に開きができるまで、農業生産費の引き上げを行果、当然基本米価に入れるべきものを、百円方減税分においてそれを補う、さらに肥料價格の値下りその他を見込んで、農業生産費の引き上げを行ふといふことで、基本米価のつじま

を合せていくという手をおとりになつた。何で一体そんなこそくな手をとらなければならぬのか。百円分減税に固められた場合に、もはや減税措置を認めて、少しだけ外國食糧の輸入をとめらぬ。そういうことなら当然これを基に練り入れて、全供出農家三百萬にこれを均等にやるべきであります。どういうわけで大蔵大臣はそういう措置を御承認になりましたか。

○一萬田國務大臣 それは、今度の予約買付制度によります米穀の集荷を容易ならしめると申しますか、この奨励のための方法と考えておるのであります。従いまして、これは、私はやはりいろいろな方法があると思うが、最もよい方法といたしまして、約一石当たり百円程度の減税になるような措置をとつたわけであります。

○井上委員 それならば、供米促進の必要上、供出量をできるだけ多くしてもらうためにかような減税措置を認めただのということであるならば、なぜ米審で決定した案をやらなかつたか。政府の原案でいくと、大体従来の既得権としてある分が免稅されて、それに百円が新たに追加されることになるすならば、基本米価をそれだけ上げても一向さしつかえないはずだ。どういうわけでそういうことをやらなければならぬのか。あなたは、米審の答申は三千円ぐらいの減税ができることになります。

○一萬田國務大臣 米審の意見を十分尊重して米価をきめたことは、先ほども申した通りでありますから、どういう程度米穀の集荷ができるということを申し述べます。あなたは現に今この減税

が、その後の情勢を見ても、集荷の状況も事実において非常にいいようだし、各地においてもその目標額を越えつつあるので、そう御心配にならないであります。そういう確信を私は持っております。

○井上委員 政府の予約買付による期待量は二千三百五十五万石です。それで大都市のわれわれ消費者は、月たつた八日分の内地米しか配給は受けられないので、この現実をあなたはお考へになつて、幸いことしのよう非常に非常な大豊作が伝えられるときに、もし減税処置によって供出が促進され得るということならば、さらにもう少し供出に対することを言明しておられる。そこで実際問題として、米審の決定と政府が発表した一百六十円との間に開きができるまで、農業生産費の引き上げを行ふといふことで、基本米価のつじま

を合せていくという手をおとりになつた。何で一体そんなこそくな手をとらなければならぬのか。百円分減税に固められた場合に、もはや減税措置を認めて、少しだけ外國食糧の輸入をとめらぬ。そういうことなら当然これを基に練り入れて、全供出農家三百萬にこれを均等にやるべきであります。どういうわけで大蔵大臣はそういう措置を御承認になりましたか。

○一萬田國務大臣 それは財政全体のことも考へなくてはならない。またひとり米だけではなく、他の国民生活に關係するすべての事柄についてもやはり均衡を考えなくちゃならぬ。やはり食糧の自給を向上させよ上からも、当然必要な減税処置を講ずることが、国際取扱の上から考へても、國內における手元に米を集めることを考へたのだといふことであるならば、なぜ必要なこととお考へになりませんか。

○一萬田國務大臣 私の申し上げるのは、ああいう米の價格と奨励措置で十分な米の集荷ができるということを申し述べます。あなたが免稅されて、私は一番いいことだ、かようになっております。

○井上委員 大蔵大臣は、二千三百五十万石がほどよい供米とお思いになつていますか。あなたは現に今この減税

が、あなたは、ただいまおつしやいましたところによると、予約集荷で相当の期待以上の米が集まる、こういう御答弁である。なるほど集まるかもわからぬ。これは旧盆を控えました農家としては、手の出るよう金がほしですよ。その旧盆を目の前にして予約集荷を発表して、前渡金石当り二千円を渡すのですから、そうすると、農家はいわゆる端境経済の現状においては、あらゆる手を講じて政府の手元に米を集めることを考へたのだといふことであるならば、さらにもう少し供出に対する手元に米を集めることを考へたのだと、何れだけを認めて、新しい減税措置によつて期待量をもつとやすとするかが、当然それは考へるべきであろうと思ふ。

○一萬田國務大臣 今の御質問にお答えします。私は何も二千三百五十五万でございません。だから財政的見地からあなたが國の財政の大もとを占めておるのを講じないのでですか。

○一萬田國務大臣 今度の価格でたくさん供出をされなければ、食糧政策の根本が確立して下さればそれには越したことではない

と思います。政府としてはできるだけお出しを願つて、そうして買入れるべきだ、かように考えております。

なお大へんおしゃりを受けたのであります。私は今の現状での予約買入れ状況を申し上げたので、私としては今後一そく皆様の方の、特に集荷団体及

び農家の方々の心からの御協力を得まして、そうしてこの状況をすつと秋まで推し進めていってもらいたい、かよう

に米は政府に売らなくてはならぬようになつております。またその米は、自分たち同胞の日常の生命に関するものでありますから、農家の方々も、適當な値段でありますれば、必ず予約に応じて下さるということを私は互いに信頼の申し上げたいと思います。

○井上委員 この際もう一応大蔵大臣に伺うのですが、鳩山内閣は、三十年度産米に対する予約集荷に非常な期待をかけておるようです。予約集荷など

申し上げたわけであります。どうぞ井上さんも、できるだけのお力添えをお

いてやつております。またその米は、自分たち同胞の日常の生命に関するものでありますから、農家の方々も、適當な値段でありますれば、必ず予約に応じて下さるということを私は互いに信頼の申し上げたいと思います。

○井上委員 会計法の第二十二条を調べてみますと「運賃、傭船料、旅費その他の経費の性質上前金又は概算払いをして下さる」という規定であります。

○村上(孝)政府委員 いささか事務的に伺うのですが、農民側にとりましては青田売りです。まだ米ができるていない青田をそのまま売ることを約束するわけですね。政府にとりましては、この数字を基礎にした予約集荷であつて、全く手による前渡金を渡すわけであ

ります。一体石当り二千円渡して二千三百万石とすると、全体でもつて四百六十億くらいの金になりはせぬかと思ひます。できるやらできぬやらわからぬような米に対しても、二百六十億も前渡金と

称して政府で渡すのですが、一休そればかり。一休会計法上のどの規定によつておこにそういう法律があるのでありますか。一体会計法上のどの規定によつておこにそういう法律があるのでありますか。これは重

大な問題ですか。これは重

会計法二十二条に基くところの政令を定めたとして、概算払いの道が可能なもの途を講じたわけでござります。

○井上委員 前金払いをいたしまして金も、確実に成果が約束できるものならいいのです。たとえば官庁の下請のいろいろな工事がございますが、その工事をやりますためには、材料を買わなければならぬ、あるいは人も雇つて賃金も払わなければならぬ、だから工事費の二割なら二割を前払いしてくれぬか、こういうことはあり得るのであります。あるいは旅費を前払いするが、当然だれが考へても、常識的にちゃんと理屈のつくものに対しても前金払いをして一向差しつかえありません。ところが農作物は、人間の労働力によって、人間の英知をもつてはどう

することもできない自然条件が加わりますから、できるとはだれもが確言できません。できてみなければはつきりしないのです。しかも非常に不実なものなんです。人間の力でどうすれば済むのか。となるとあなたは断言できません。さて、人間条件に左

に支障があるならば前金払い概算払いをするべきか、あるいは出来事になります。たとえば機械払いなどは、われわれは検討いたしましたときにも、主計当局としては関心事でございまして、一体概算払いといふものが米の予約集荷について非常に奨励的効果を持つものであるかどうかと

いうことの審議と同時に、そうした概算払いの確実性ということにつきましても、われわれは検討いたしましたとき以上に、主計当局としては関心事でございまして、一体概算払いといふものが米の予約集荷について非常に奨励的効果を持つものであるかどうかと

いうことの審議と同時に、そうした概算払いの確実性ということにつきましては、われわれは検討いたしましたとき以上に、主計当局としては関心事でございまして、一体概算払いといふものが米の予約集荷について非常に奨励的効果を持つものであるかどうかと

それから約五百億の概算払いの金

の責任性を明らかにすべきだ。そういう措置を講ぜずに、幾らでも解釈のし

う措置を講じて、これに基づいて政令を出すといふことは、あまりにも行政措置と

いうことが、あまりにも行政措置と

いうことを私は聞いています。

それともう一つは、今あなたから

もしこれが不作に終った場合の善後措

置についていろいろお話ししてございま

す。これは井上委員がおっしゃいま

すように、主計当局としては関心事で

ございまして、一体概算払いといふもの

のが米の予約集荷について非常に奨励

的効果を持つものであるかどうかと

ございまして、一体概算払いといふもの

が、一体作柄を基礎とするところの農

でやるべきではない。法律を作つてそ

の責任性を明らかにすべきだ。そういう

措置を講じて、これに基づいて政令を出すとい

う措置を講じて、これに基づいて政令を出すとい

ます。

これが、まだお話ししてございま

す。

ます。

これが、まだお話ししてございま

す。

立てて、会議に臨まれるというふうに理解してよろしいのかどうですか。

○一萬田國務大臣 それは先ほど申しましたように、統制撤廃をやり得るいろいろな条件について検討を十分加えてみようということでありまして、明

年度予算を編成するまでに、そういう点について結論を出さなくてはならぬことは、私もさように考えますが、今ここで私がすぐどうなつておるということは申しかねます。

○石田(宥)委員 預算の編成に当たりまして、大蔵大臣の委員会の答弁並びに新聞記者に対する談話等を伺つておりますと、統制しているから財政負担が大きくなる、統制を撤廃すれば財政負担は必要がなくなるというふうに考えておられるようですが、これは私は大きな間違いであろうと考えるのでありまして、統制を撤廃したといたしますならば、これは専門家の常識であります。少くとも一千万石程度の手持ちが政府にあつて、そして適時適當な処理をするのでなかつたならば、国民の食生活上に重大な混乱を起すであらうこととは明瞭なんです。そういう場合に、一千万石という米を持ちて、それに対する金利、倉敷その他の諸経費について計算をされたことがありますか。あつたならば、一休どの程度の財政負担でそれが可能であると考えておられますか。

○一萬田國務大臣 ただいまの御意見のような点がありますから、私は十分いろいろと検討を加えて参りたい、かおられますか。

○石田(宥)委員 しばしば統制撤廃論をやられるのですが、こういうふうな最も重要な点に検討を加えないで、た

だいまの、個人としては統制を撤廃すべきであるとこう言うのですが、それ

は不見識もはなはだし。米というものは、国民全体の食糧の重大な問題であります。それを一番そういう肝心なところを少しも検討を加えずして、かりに個人の意見であろうとも、大蔵大臣ともあつて、国民の食生活に混乱を起すよ

うな事態になつたら大へんなことです。それをおこなうと、大蔵大臣ともあつて、私ほんはなはだ整率であると思ふことは、私は所見はどうです。

○一萬田國務大臣 私は、輕率に今まで統制撤廃というような形で申したことはありません。ただ、今日この委員会において、個人の意見でもいいから、何とか、来年度ということは必ずしも申すわけではないのであります。申すれば、この八日間の配給をもつて、これが、二千三百五十万石の集荷をもつておられるようになります。八日間の配給をもつて、この八日間の配給を足りる、あとは夷やその他によつて国民の食生活をまかなう。内地米は八日間で足りる

うのであります。大蔵大臣として、この八日間の配給を十日間に分やす、わかりませんが、そういう言葉が使わ

ります。できれば、という意味は、統制を撤廃する場合には、いろいろな状況が成

ります。できれば、という意味は、統制を撤廃しておるのかどうかと

いうことを十分検討した上で、かよう

に申すのであります。私は軽々に統制を撤廃する覚悟はありませんから、果してそう

いうことが成熟しておるのかどうかと

いふことをしておるのではありません。

○石田(宥)委員 これは新聞の切り抜きなどて議論をいたしましても、結局御撤廃を言つた覚えはありません。

○一萬田國務大臣 これは、国民の食生活について、國家としてどういう配給制度をとるかということに関連するのです。どうしてもこの配給制度をとつて、国民に食を供給するという制度

であります。そこで結局増配ということをやりますが、これがやめますか。

○石田(宥)委員 これは農家

が御承知だと思いますから、私は十分

いろいろと検討を加えて参りたい、かおられますか。

から、出来秋にはどうしても買いたべきであるとこう言うのですが、それ

は不見識もはなはだし。米というものは、国民全体の食糧の重大な問題であります。それを一番そういう肝心なところを少しも検討を加えずして、かりに個人の意見であろうとも、大蔵大臣ともあつて、私ほんはなはだ整率であると思ふことは、私は所見はどうです。

○一萬田國務大臣 私は、軽率に今まで統制撤廃というような形で申したことはありません。ただ、今日この委員会において、個人の意見でもいいから、何とか、来年度ということは必ずしも申すわけではないのであります。申すれば、この八日間の配給をもつて、これが、二千三百五十万石の集荷をもつておられるようになります。八日間の配給をもつて、この八日間の配給を足りる、あとは夷やその他によつて国民の食生活をまかなう。内地米は八日間で足りる

うのであります。大蔵大臣として、この八日間の配給を十日間に分やす、わかりませんが、そういう言葉が使われます。できれば、という意味は、統制を撤廃する場合には、いろいろな状況が成ります。できれば、という意味は、統制を撤廃しておるのかどうかと

いうことを十分検討した上で、かよう

に申すのであります。私は軽々に統制を撤廃する覚悟はありませんから、果してそう

いうことが成熟しておるのかどうかと

いふことをしておるのではありません。

○石田(宥)委員 これは新聞の切り抜きなどて議論をいたしましても、結局御撤廃を言つた覚えはありません。

○一萬田國務大臣 これは、国民の食生活について、國家としてどういう配給制度をとるかということに関連するのです。どうしてもこの配給制度をとつて、国民に食を供給するという制度

であります。そこで結局増配ということをやりますが、これがやめますか。

○石田(宥)委員 これは農家

が御承知だと思いますから、私は十分

いろいろと検討を加えて参りたい、かおられますか。

○一萬田國務大臣 これは、農家

が御承知だと思いますから、私は十分

いろいろと検討を加えて参りたい、かおられますか。

五十五万石につきましても、昨年度の実際の集荷がおそらく二千二百万石程度に減る方がよろしいというような考え方があると思います。ここにございませんが、ひそんでおるのではないかということ

が、今の言葉の中では考えられるのですが、それはどうなんですか。

○一萬田國務大臣 それは、私はそういった考え方を持っておりませんが、食糧大臣はもっとやはり慎重な態度で取り扱つていただきたい。

次に、私は配給と集荷の問題について伺いたいのですが、大蔵大臣は、政府が二千三百五十万石の集荷目標で努力をされておるし、本年度はほぼそれに見合うだけの集荷が可能であろうと予想されておるわけあります。

○石田(宥)委員 どうも大蔵大臣の考

え方が、国民の食生活というものに対する見合いで不親切な態度であると思

うのであります。八日間の配給をもつて、地に立つておるのです。ここに食糧長官がおりますから、詳しいお話をするとと思います。

○一萬田國務大臣 どういふふうになるか、かような見

際どういうふうになるか、かような見

論的のことだけでもいけないので、実

際どういふふうになるか、かような見

論的のことだけでもいけないので、実

際どういふふうになるか、かような見

論的のことだけでもいけないので、実

際どういふふうになるか、かような見

論的のことだけでもいけないので、実

際どういふふうになるか、かような見

論的のことだけでもいけないので、実

際どういふふうになるか、かような見

会計の赤字を大きくするだけであるから、むしろ二千万石か二千五百石程度

に減る方がよろしいというような考え方があるかもしれません。実際やみ米とが、ひそんでおるのではないかということ

が、今の言葉の中では考えられるのですが、それはどうなんですか。

○一萬田國務大臣 それは、私はそう

いう考え方を持っておりませんが、食糧

府長官がおりまして、実際そちらで操

作をやられるのですから、お聞きを願つた方がいいと思います。

○石田(宥)委員 そこで、結局は増配

をするかしないかということ、それから、集荷の成績をよくするかしないかと

いうところの焦点は私は今のやみ米と

いうものを正式ルートに乗せるか乗せ

ないかということが大きな問題である

うと思うのであります。大蔵大臣は、この一千万石にも及ぶであろうと

推定されますところのやみ米といふものに対する考え方になつておられますか。

○一萬田國務大臣 これは、正しく言

う所で、それでよからうというような

要望するということをなしに、八日を

十日にすることがよからうということ

であると考へるのですが、そのう

ということがあれば——今までの統制の実例を見ても、ひとり米に限りませんが、統制ということがあれば、自然やみとというものが從来起つておる。そういうところに基本的な原因があるのではないかでしょうか。

○石田(宥)委員 一体やみ米といつても、これは公定価格よりも低いやみ米もあるし、高いやみ米もあるのです。私が大臣に伺いたいのは、公定相場よりもむしろ安いやみ米が生産地、特に東北地方などに多量に現われておるのあります、これは一体どうして生

まれるとお考えですか。

○一萬田国務大臣 これは、具体的にそのケースについて調べないと、一気に何とも私は言いかねることじやないがと思うのであります。結じて統制を加えるという以上、需給関係が円滑でない、言いかえれば、需要が多く供給が少いというような場合に統制が常に行われるのですが、私は原則だと思います。そういう原理からすれば、やみといふものは公定価格より高いのだら、今まで免稅措置がとられ、あるかはかりわざる政権であると思うのです。であるから、今日まで免稅措置がとられておる。ところがやみからやみに流せば、税金の対象にならないのです。農家は、特に日本の農家は、今奴隸のように苦役をやつておる。そろばん勘定をすれば、全面的に課稅の対象にされ

られるのだろう、かように考えております。

○石田(宥)委員 これは大臣非常に認識不足です。まことになはだしい認識不足です。それは、もちろん地域的に個人的にもありましようけれども、公定価格よりも高いところのやみ米が生ずるのが普通の現象でしょ。安いやみ値が生ずるというようなことは、從来の観念からすれば、ちょっと

と変わったケースなんです。問題はその公定価格というものが適正であるかやみといふものが從来起つておる。そういうところに基本的な原因があるのではないでしようか。

○石田(宥)委員 一体やみ米といつても、これが生じておる。それから公定価格よりも安いやみ米が出るということは、もちろん適正米価でないということでもあります。政府できめた価格が適正妥当でないときに、高いやみ米というものが生じておる。それが公定価格よりも安いやみ米であるといふことは、危険を冒してやみ流しをするはずはないかといふことが根本の問題です。

度がなくなつて、事前売り渡し制度と時間の関係もありますて、端折つて参りますが、いつもならば、その年の暮

に開かれておるところなんです。時間が経過して立ち直りた。それで、この問題がさらに農民に重大な

度がなくなりますと、この意味においての減税は、うに思つております。それで、一応ど

ういう約束がなされています。それで、予約集荷といふことを中心にしまして、これが今度はお話しの通りであります。それで、予約集荷といふことを中心にしまして、これが今度はお話しの通りであります。それで、予

は開けないというお話をあります。これは後に少し突っ込んで御質問

を申しますが、三十年度産米についての免稅が総額石平均で一千四百円と決定された理由と、その内訳の計算の基礎を聞いておきたい。

○渡邊政府委員 一応税の方からいい

りますが、いつもならば九月の下旬に決定されますが、予約制度になつた。そして米価

がいつもならば九月の下旬に決定されますが、予約制度になつた。そして米価

がいつもならぬ九月の下旬に決定されますが、予約制度になつた。それで、予約集荷といふことを中心にしまして、これが今度はお話しの通りであります。それで、予

は開けないというお話をあります。これは後に少し突っ込んで御質問

を申しますが、三十年度産米についての免稅が総額石平均で一千四百円と決定された理由と、その内訳の計算の基礎を聞いておきたい。

○渡邊政府委員 多少技術的の点もござりますので、私からまずお答えしておきます。税金がかかるから、やみへ

生産を中心にして課稅しております

て、それが供出されるがないとい

うことは、実は直接關係なしに課稅はや

ら、今まで免稅措置がとられてきておる。これは、わかれわれの方のやり方から考えてみますと、実は反当りの

約束といふことを中心にしまして、これが今度はお話しの通りであります。それで、予

は農林当局の方とわれわれの方で交渉

して、一つの結論としては出たわけであります。そこで、はじめて算出の根拠を申し

上げますならば、昨年一応早場米獎励金、それから超過供出獎励金、これを

免除した議員立法が出ておりました

が、これによります一応の免稅所得額

は農林当局の方とわれわれの方で交渉

して、一つの結論としては出たわけであります。そこで、はじめて算出の根拠を申し

上げますならば、昨年一応早場米獎励金、それから超過供出獎励金、これを免除した議員立法が出ておりました

が、これによります一応の免稅所得額

を平均しますと、五百四十円、これは一応一部しか免除しておりません。こ

れは今度獎励金の形をとりませんで、

これが約八百円くらいの數字になります。その八百円程度の獎励は從来

見積りが変るというような事情ではな

いことで、直接にその課稅の所得額の

開会の最中でござりますので、この機会に御提案申し上げた次第でござい

ます。

○石田(宥)委員 主税局長の話の中

で、税金の取り方について、返収また

は石當り所得という点でいくから供出

が合わない。だから公定相場よりも安いというやみ値段が生じてくる。そ

ういうふうな関係がありますので、長い間ずっと免稅措置というものがとら

れて参つたのです。ことしは供出の制

者が、こんなあいまいな計算の基礎はないじゃないですか。過去における奨励金の免税の額というものが、何年間の総平均が幾らであるとか、あるいはその予約奨励金としての百円を計算して五百円ないし五百四十円になつているとか、そういう基礎があつたはずじやないのですか。そんなあつちもこつちもにらみ合せて、手づかみで計算したという、そういう不具識なものじやないでしょ。もう少しこれは具体的な数字を発表して下さい。

○渡邊政府委員 これは、別にそういうふうに理論的にきつと積み上げてきまつたというふうにも私は思いません。どの程度の免除をしたら、一番最小の減収で同時に効果が上がるか、その点をねらったわけあります。そうきました場合におきます議論の基礎としては、先ほど申し上げたように、昨年における奨励金を免除していくたやつを平均しますと、一石五百四十円とい

う数字になる。で今度その奨励金の数字が基本米価に入りましたから、それを一応換算し直してみると、その関係でもってその五百四十円に当るもののが大体八百円の数字になる。それと先ほど言つたように百円の新しい奨励金がつく、予約格差三百円にしたらといふだらう、かよう考へておるので、議論が百円になった。従つて百円分を税金の方に何とか考へてくれという問題が出まして、これは税金の方は、御承知のように供出農家のなかで最も少部分の人にはいか關係ございません。三百万の供出農家で税金と直接關係があるのはせいぜい八十万、減税後において課税になるのは六十万、こういうような調子でございますので、従つて百円分がそのまま税金でカバーで

いうものと、それから必要経費の差異というもののと、また進った観点のものが出でてくるのじやないかと思つております。私の承知しておる限りにおきましては、今言いましたように、今のお話の御議論は、一面においては必要経費の御議論。しかし、その他の収入というものをどう違うものか、これがまた一つあるわけあります。して、この収入につきましては、私の承知しておる限りでは、結局反当収量とか、そういうものをもとにしまして計算して参りますから、従つて、それが自家用として消費されるとか、配給に向けられるとか、あるいはやみに流されるとかいうことは、これは直接の資料になつていいよいに私は承知しておりますということを申し上げたわけであります。

○石田(寄)委員 ただいまの問題は、国税庁長官の担任の事務のようになりまするから、そちらへ譲りまして、この程度で、一つ時間の関係もありますので、やめておきます。

○松原委員長 午前中の会議はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時十七分休憩

○松原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時五分開議

○松原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案、昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案の

行いたします。小山長規君。質疑を続行いたします。

○小山(長)委員 金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案につきまして、大蔵大臣に最初にお伺いいたしたいことは、この法律案の提案に至りますまでの自由党と民主党との交渉については御承知のはずであります。が、どうしてこんなに提案がおこなわれたのですか。会期末になつて、委員会は御承知のように非常に法律案が幅広いたしております。非常に早くからかかっている法律案をやつと今審議しているような状況でありますので、会期末一週間やそこらでお出しになつたのでは、とうてい審議は間に合はない、こういう状況であることは大蔵大臣たる者は御承知のはずであります。それが非常におそらく提出されまして、その結果、法案の幅広いておる大蔵委員会においては審議がおくれて、きょうやつと初めて質問しなければならぬ、こういう状況であります。で、今日この法律案が果してこの大蔵委員会を通るかどうかわかりませんが、かりに通つたといたしましても、参議院における審議の日にちが短かい

う、こういう基本線がある、そこを私に指しておるわけあります。

○一萬田國務大臣 この臨時措置に関する法律案の提出がおくれたことにつきましては、私も遺憾に思ひます。が、この法律案は、やはり相当画期的なものであるのです。各方面に伺いたしましたが、いろいろとほんの意見も十分聴取する必要があると思いますし、またそれらの意見を聴取いたしまして、私はなるべく無理がないようにしていきたいという意味で、事務当局にいろいろと折衝はさせておつたのですが、おくれて提出された次第であります。何にも他意のあるものではありません。あしからず御了承願います。

○小山(長)委員 この法律案が衆議院を通過しましたあとにおいて、参議院における審議の時間がないというよろしくはない、こういう状況であることは大蔵大臣たる者は御承知のはずであります。それが非常におそく提出されまして、その結果、法案の幅広いておる大蔵委員会においては審議がおくれて、きょうやつと初めて質問しなければならぬ、こういう状況であります。で、今日この法律案が果してこの大蔵委員会を通るかどうかわかりませんが、かりに通つたといたしましても、参議院における審議の日にちが短かい

う、こういう基本線がある、そこを私に指しておるわけあります。

○一萬田國務大臣 大体先ほど私が答弁した通りでありますが、いろいろとほんの意見も十分聴取する必要があると思いますし、またそれらの意見を聴取いたしまして、私はなるべく無理がないようにしていきたいという意味で、事務当局にいろいろと折衝はさせておつたのですが、おくれて提出された次第であります。何にも他意のあるものではありません。あしからず御了承願います。

○小山(長)委員 そういたしますと、この法律案の意図することの中に、金融機関に対する預貯金を免稅したそれなどと、法律としてこれが実行できないということになりますと、自由党、民主党という問題もあります。政府の責任という問題もあります。この点は大蔵大臣としてお考えになつて、御善処あらんことを希望いたしております。

○一萬田國務大臣 お尋ねいたしたいと思います。

○一萬田國務大臣 これは今私の考え方では、大体御承知のように、この法律の主要目的、金融機関の資金の運用を調整して重要な長期産業資金の調達を

する法律案の内容に入る前に、この法律案を二カ年の时限立法にされたのはどういう趣旨でありますか、お尋ねいたしたいと思います。

○小山(長)委員 次に、法律案の内容に入る前に、この法律案の趣旨は、もう少し根本的な点があると私は思います。が、関連はあると思います。

○小山(長)委員 関連があればけつこの法律案の趣旨は、もう少し根本的な点があるとおっしゃるのは、どういう点ですか。

○一萬田國務大臣 これは、終戦以来大体において任意的な野薔薇の増強が困難な情勢で、ずっと税金をとりまして、まず二カ年これを実行して、そうしてまたそのときの情勢をよく考えてみよう、こういう考え方であります。その点について、大蔵大臣の責任ある御答弁をお願いいたしたいのであります。

○小山(長)委員 それでは二カ年間一直やつておいて、そうして二カ年後も、大蔵大臣は、産業資金等を政府の財政、いわゆる税金の形でまかなくて民間の蓄積資金を利用すべき段階に来たんだという根本的理念のもとに置いてこれをお出しになつたわけですね。

○一萬田國務大臣 大体先ほど私が答弁した通りでありますが、いろいろとほんの意見も十分聴取する必要があると思いますし、またそれらの意見を聴取いたしまして、私はなるべく無理がないようにしていきたいという意味で、事務当局にいろいろと折衝はさせておつたのですが、おくれて提出された次第であります。何にも他意のあるものではありません。あしからず御了承願います。

○小山(長)委員 そういたしますと、この法律案の意図することの中に、金融機関に対する預貯金を免稅したそれなどと、法律としてこれが実行できない

う、こういう基本線がある、そこを私は指しておるわけあります。

○小山(長)委員 それでは、財界等においていろいろ批判がありますけれども、大蔵大臣は、産業資金等を政府の財政、いわゆる税金の形でまかなくて民間の蓄積資金を利用すべき段階に来たんだという根本的理念のもとに置いてこれをお出しになつたわけですね。

○一萬田國務大臣 大体先ほど私が答弁した通りでありますが、いろいろとほんの意見も十分聴取する必要があると思いますし、またそれらの意見を聴取いたしまして、私はなるべく無理がないようにしていきたいという意味で、事務当局にいろいろと折衝はさせておつたのですが、おくれて提出された次第であります。何にも他意のあるものではありません。あしからず御了承願います。

○小山(長)委員 そういたしますと、この法律案の意図することの中に、金融機関に対する預貯金を免稅したそれなどと、法律としてこれが実行できない

う、こういう基本線がある、そこを私は指しておるわけあります。

○小山(長)委員 それでは、財界等においていろいろ批判がありますけれども、大蔵大臣は、産業資金等を政府の財政、いわゆる税金の形でまかなくて民間の蓄積資金を利用すべき段階に来たんだという根本的理念のもとに置いてこれをお出しになつたわけですね。

○一萬田國務大臣 大体先ほど私が答弁した通りでありますが、いろいろとほんの意見も十分聴取する必要があると思いますし、またそれらの意見を聴取いたしまして、私はなるべく無理がないようにしていきたいという意味で、事務当局にいろいろと折衝はさせておつたのですが、おくれて提出された次第であります。何にも他意のあるものではありません。あしからず御了承願います。

○小山(長)委員 そういたしますと、この法律案の意図することの中に、金融機関に対する預貯金を免稅したそれなどと、法律としてこれが実行できない

てこないはずであります。この金融制度懇談会の人たちは、こういうことを言つておるが、これに対する大臣の御所見を伺つておきたいのであります。

○一萬田國務大臣 財界の人々がさうにいろいろ申しております。これは從来の経験からしまして、そういうふうな心配を持つ、これもなるべく健全な、インフレにならないようと考へている氣持はわかります。しかしながら、それでこれに反対するということは、今お話しのように、長期の産業資金を確保することを目的としたとしておるのでありますから、私その考えは少し先走つておるような感じをいたしております。

○小山(長)委員 この赤字公債を発行するかしないか、あるいはそのためにしてインフレになるかどうかといふことは、時の政府の財政方針によるものでありますから、私その考えは少し先走つておるような感じをいたしております。

○小山(長)委員 この赤字公債を発行することは、どうかということを従つてインフレになるかどうかといふことは、時の大蔵局長あるいは赤字公債を発行しようという方針をとりましたならば、この法律がなくともできるのであります。またこの法律があるがゆえに、赤字公債を出さなければならぬという根柢は一つものであります。この点については、銀行局長あたりは、よほど金融界その他を御指導にならなければいかぬ。この法律が出てから赤字公債を発行される、あるいは説明もされておられぬ。こういうことでは、国会が考へている法律の趣旨というものを明らかにすることはできないので、私はこの席をかりて、大臣の答弁

をしておるのであります、銀行局長は、その席において、こういうふうな御所見を伺つておきたいのであります。

○一萬田國務大臣 財界の人々がさうにいろいろ申しております。これは從来の経験からしまして、そういうふうな心配を持つ、これもなるべく健全な、インフレにならないようと考へている氣持はわかります。しかしながら、それでこれに反対するということは、今お話しのように、長期の産業資金を確保することを目的としたとしておるのでありますから、私その考えは少し先走つておるような感じをいたしております。

○小山(長)委員 第二に、この金融制度懇談会の人たちは、こういうことを言つておられます。反対の理由は、この法律が出てくると産業資金を圧迫する

ことがあります。その産業資金を圧迫するということはどうかといふことは、産業資金を圧迫するという風に思ひます。反対の理由は、この法律が出てくると産業資金を圧迫する

ことがあります。その産業資金を圧迫するということはどうかといふことは、産業資金を圧迫する結果となることが予想され、特に中小企業金融を圧迫する危険が多い、こう書いてあることも、またこの法律案に対するはなはだしい誤解であります。大体この法律を出そうといたす理由は、先ほど大蔵大臣も御答弁いたしましたように、預貯金の利子の免稅という処置をとった、その預貯金利息の免稅ということは、今まででは郵便貯金にもあつたのであります。郵便貯金にはこれがあつたが、一般の預貯金にはそれがなかつた。そこでこの預貯金利子の免稅の措置ができるります。

○一萬田國務大臣 この法案ができると、郵便貯金に預けるよりも銀行預金

を圧迫するどころか、むしろ産業資金を豊富ならしめ、また中小企業に対する資金のこととは、あるいはこの資金を動員することによりまして、政府はこれを中小企業金融公庫の資金に流れとか、あるいは国民金融公庫の資金に流れすとか、農林漁業金融公庫の資金に流れすとかいう方法がとり得るはずでありますので、この法律案において、産業資金があるいは枯渇し、あるいは産業資金が圧迫を受けるということは、はなはだしい誤解であると思うのであります。大蔵大臣はどうお考えにならなかつたのであります。

○小山(長)委員 全部御賛成をいただきたい。

○一萬田國務大臣 その点についても私は異論がないので、同じ考え方であります。ただ問題は、これはこの機会に明確にしておきますが、そういうことを考慮しておつたところの貸金が足りなくなくなつて参ります。それが足りなくて、私はこの席をかりて、大臣の答弁

を通じて、そのことを明らかにしようとおるのであります、銀行局長は、その席において、こういうふうな御所見を伺つておきたいのであります。

○一萬田國務大臣 その点についても私は異論がないので、同じ考え方であります。ただ問題は、これはこの機会に明確にしておきますが、そういうことを考慮しておつたところの貸金が足りなくなくなつて参ります。それが足りなくて、私はこの席をかりて、大臣の答弁

を通じて、そのことを明らかにしようとしておるのであります、銀行局長は、その席において、こういうふうな御所見を伺つておきたいのであります。

○一萬田國務大臣 財界の人々がさうにいろいろ申しております。これは從来の経験からしまして、そういうふうな心配を持つ、これもなるべく健全な、インフレにならないようと考へている氣持はわかります。しかしながら、それでこれに反対するということは、今お話しのように、长期の産業資金を確保することを目的としたとしておるのでありますから、私その考えは少し先走つておるような感じをいたしております。

○一萬田國務大臣 お説のように、一度懇談会の人のためにその席において、こういうふうな御所見を伺つておきたいのであります。

○一萬田國務大臣 お説のように、一度懇談会の人のためにその席において、こういうふうな御所見を伺つておきたいのであります。

ようなことが、この法案ができたら必ず具体的な問題として、障害となつて出てくるだろうと思う。そこで私は歳相にお聞きしておきたいのですが、この法案ができたときに、この时限立法としての法律に基いて、長期の資金調達が大体どのくらいこの年度にできる見通しがあるかということが一応聞いておきたい。そしてまた、その資金は中小企業にどの程度に入り込むようになる見通しを持ってこの法案を出されているかということが第二点。それから第三番目には、答弁は幾らでもりつぱな答弁はできる。しかし具体的にこの法律ができたときに、一般に民間が、あるいはこれに反対するものが心配しているように、このために中小企業がどのくらい圧迫を受けるかということが問題になってくるわけであります。そこで私は、この一条に規定されている審議会の構成が非常に大事になつてくる。この一条の審議会の委員は四つの何からできるのだが、それはほとんど大蔵大臣が内閣の承認を得てきめることになつていて。そこで第一の日本銀行の総裁はきまつてているかの問題はない。次の金融に深い知識経験を持っている者、産業に深い知識経験を持つている者、おのおの三人、この三名について、まず金融関係ではどういうところからこの三名を選び出していくのか。これは大蔵大臣が内閣の承認を得て任命するのだから、大蔵大臣としては大体の構想があるうと思つて、この点をはつきり聞かしてもらいたい。これに対する答弁によつて

は、私たちが心配していることが具体的に出でてくると思うので、明確に一つの法案ができたとき、この时限立法としての法律に基いて、長期の資金調達が大体どのくらいこの年度にできる見通しがあるかということが一応聞いておきたい。そしてまた、その資金は中小企業にどの程度に入り込むようになる見通しを持ってこの法案を出されているかということが第二点。それから第三番目には、答弁は幾らでもりつぱな答弁はできる。しかし具体的にこの法律ができたときに、一般に民間が、あるいはこれに反対するものが心配しているように、このために中小企業がどのくらい圧迫を受けるかということが問題になってくるわけであります。そこで私は、この一条に規定さ

れる金なるかということについては、数字的にわかりますので、銀行局長からあとで答弁いたします。

○一萬田國務大臣 どのくらいに長期の資金がなるかということについては、銀行局長からあとで答弁いたします。

この審議会の委員の組織に関することは、第二の金融に関し深い知識と経験を有する者三名、これは、大体從来の慣行にも基きまして、都市銀行、地方銀行、それから生命保険、こ

ういうところを一応考えております。

産業に関する深い知識と経験を有する者は、これは一般産業について、どの産業ということはまだ考えておりませんが、なるべく産業全体に知識を持つてゐる、こういうようの方を選ぼうかと考えております。その他学識経験のある者、これは金融や産業に直接関係しない者、これは金融や産業に直接関係していないが、そういう面に深い学識経験を持つている者、こういうふうに考

えております。今具体的にどういう人にはとんど大蔵大臣が内閣の承認を得てきめることになつていて。そこで第一の日本銀行の総裁はきまつていているかの問題はない。次の金融に深い知識経験を持つている者、産業に深い知識経験を持つている者、おのおの三人、この三名について、まず金融関係ではど

ういうところからこの三名を選び出していくのか。これは大蔵大臣が内閣の承認を得て任命するのだから、大蔵大臣としては大体の構想があるうと思つて、この点をはつきり聞かしてもらいたい。これに対する答弁によつて

は、私たちが心配していることが具体的に出でてくると思うので、明確に一つの法律に基いて、長期の資金調達が大体どのくらいこの年度にできる見通しがあるかということが一応聞いておきたい。そしてまた、その資金は中小企業にどの程度に入り込むようになる見通しを持ってこの法案を出されているかということが第二点。それから第三番目には、答弁は幾らでもりつぱな答弁はできる。しかし具体的にこの法律ができたときに、一般に民間が、あるいはこれに反対するものが心配しているように、このために中小企業がどのくらい圧迫を受けるかということが問題になってくるわけであります。そこで私は、この一条に規定さ

れる金なるかということについては、銀行局長からあとで答弁いたします。

この審議会の委員の組織に関することは、第二の金融に関し深い知識と経験を有する者三名、これは、大体從来の慣行にも基きまして、都市銀行、地方銀行、それから生命保険、こ

ういうところを一応考えております。

産業に関する深い知識と経験を有する者は、これは一般産業について、どの産業ということはまだ考えておりませんが、なるべく産業全体に知識を持つてゐる、こういうようの方を選ぼうかと考えております。その他学識経験のある者、これは金融や産業に直接関係しない者、これは金融や産業に直接関係していないが、そういう面に深い学識経験を持つている者、こういうふうに考

えております。今具体的にどういう人にはとんど大蔵大臣が内閣の承認を得てきめることになつていて。そこで第一の日本銀行の総裁はきまつていているかの問題はない。次の金融に深い知識経験を持つている者、産業に深い知識経験を持つている者、おのおの三人、この三名について、まず金融関係ではど

ういうところからこの三名を選び出していくのか。これは大蔵大臣が内閣の承認を得て任命するのだから、大蔵大臣としては大体の構想があるうと思つて、この点をはつきり聞かしてもらいたい。これに対する答弁によつて

は、私たちが心配していることが具体的に出でてくると思うので、明確に一つの法律に基いて、長期の資金調達が大体どのくらいこの年度にできる見通しがあるかということが一応聞いておきたい。そしてまた、その資金は中小企業にどの程度に入り込むようになる見通しを持ってこの法案を出されているかということが第二点。それから第三番目には、答弁は幾らでもりつぱな答弁はできる。しかし具体的にこの法律ができたときに、一般に民間が、あるいはこれに反対するものが心配しているように、このために中小企業がどのくらい圧迫を受けるかということが問題になってくるわけであります。そこで私は、この一条に規定さ

れる金なるかということについては、銀行局長からあとで答弁いたします。

この審議会の委員の組織に関することは、第二の金融に関し深い知識と経験を有する者三名、これは、大体從来の慣行にも基きまして、都市銀行、地方銀行、それから生命保険、こ

ういうところを一応考えております。

産業に関する深い知識と経験を有する者は、これは一般産業について、どの産業ということはまだ考えておりませんが、なるべく産業全体に知識を持つてゐる、こういうようの方を選ぼうかと考えております。その他学識経験のある者、これは金融や産業に直接関係しない者、これは金融や産業に直接関係していないが、そういう面に深い学識経験を持つている者、こういうふうに考

えております。今具体的にどういう人にはとんど大蔵大臣が内閣の承認を得てきめることになつていて。そこで第一の日本銀行の総裁はきまつていているかの問題はない。次の金融に深い知識絏験を持つている者、産業に深い知識絏験を持つている者、おのおの三人、この三名について、まず金融関係ではど

ういうところからこの三名を選び出していくのか。これは大蔵大臣が内閣の承認を得て任命するのだから、大蔵大臣としては大体の構想があるうと思つて、この点をはつきり聞かしてもらいたい。これに対する答弁によつて

所信は、私は若干今のお説とは違うのあります。要するに公債政策というものは、特に今日日本の税というものがどういうふうに国民に負担になつてゐるかということをも勘案して考えていかなければならぬのであります。この公債がインフレ的要因をなす場合、もちろん資本の蓄積が乏しいにかかわらず、公債を出すとか、あるいは資本の蓄積の度合いを越えて公債を出し、そうしてそれが中央銀行の通貨発行の原因を作っていくというような場合を私は配慮いたすのであります。それほどをそれぞれの有価証券に配分をするかという問題になるのであります。つまりして、むろんそれだからといって、金融行政や金融政策が当を得ないむちやなことをすれば、むちやな結果が生じますが、いやしくも合理的な政策をとる限りにおいては、私は十分インフレなくして公債政策は成り立つと思う。ただ私が最近常に公債政策を憂慮するゆえんは、タイミングの点が強くあるのであります。この点で、早まつてこれをやれば中央銀行に依存してしまう、こういうふうなことから私は反対の立場をとつておつた次第であります。

○石村委員 合理的にやれば何も問題はない、もし問題があるようならば、それは合理的でないのですから、問題のないように合理的にやりさえすれば答弁は実際問題には当てはまらない御意見だと思います。合理的にやる気でも、経済の実態とマッチしないといふことも起り得るわけです。合理的だとと思つたことが不合理だということもある。だから、どこもインフレをやろうと考えていないがインフレが起つてゐる。現在日本は管理通貨制度である。管理通貨というものは、法文だけを読みますと、インフレにならないよう管理的にやりさえすればなる。だから、せんだってまでインフレになつた。なぜそういうことになりましたか、結局管理的にやりさえすればいいのだという答弁では、私は答弁にならないと思う。

○一萬田國務大臣 私は、そういう抽象論をしておるわけではないのであります。ただ、合理的という言葉で申し上げれば、実際のこととはおわかりください。さるという意味において申し上げたのがあります。御承知のように、従来におきましては、資本の蓄積というものが非常に乏しかった。ですから、いろいろなことをやればインフレになる要因がある。従つて、できるだけ税金を定めと同時に、經濟の拡大をやる場合において、こういう税金一本式といふ番いでインフレ防止の方策であったと思ふ。しかしこういう状況は、經濟の安定と同時に、經濟の拡大をやる場合において、こういう税金一本式といふことはなかなかいけるものではない。減税が一方で行なわれてゐるのに、他面民間資本の蓄積というものが助長されていく。そうすると、税によつて従来まかなつたおつた部分が、減税によって貯蓄になる、その貯蓄に依存していく。もともと貯蓄でいくといふことは、これは自然な推移です。もちろんこれもある限界がありましょ。むちやくちやにやつてもいかぬ

し、實際の実績を見つついくということがあります。私が合理的というのは、そう意味において、日本銀行に対するがほんど解消しつつある。一時非常にやかましかつた点を始めたのですが、そのときも、ただ金庫等の依存度もほとんど解消しました。これが日本は、せんだってまでインフレになつた。なぜそういうことになりましたか、結局管理的にやりさえすればなる。だから、せんだってまでインフレになつた。なぜそういうことになりましたか、結局管理的にやりさえすればなる。だつて、私が合理的というのではなく、何をも命令してやろうとする法律で行政的に命令してやろうとする。これがよければそれでよろしい、こういう程度のものなりました。そして今日の經濟の計画性といいますか、今後六ヵ年計画を申したように、大体八千億程度の預金の大蔵大臣がおっしゃつたような、公債を発行したつてインフレにはならないんだというような議論が横行しましたが、設備費を特に各方面に拡大するという状況では必ずしもないと思ふ。従つて多くの合理的な資金は要りますが、設備費を特に各方面に拡大するという状況では必ずしもないと思ふ。

これは二十九年度において、銀行だけをとっても、四千億の預金に対しても、五千億の預金に対して、貸し出しが二千億台にしかなっていない。あと残りの二千億は日本銀行の返金にすべて向つてゐる。こういうよう状況です。これが次第に三十年度には強く推進されていく。そうすると、民間にたまつてある貯蓄の金の配分を、民間の要請する方向に向けていく。これは私は望ましいことである。それがある意味において長期について、いろいろ言いかえれば緊要度において日本産業の要請する方向に向けていく。これは私は望ましいことである。それがある結果が起つてくるということを予想せられるわけでござりますが、大臣は、經濟一般は計画經濟という線でやる。しかし自由放任のやり方になつておつて、そうしてこの資金だけをこうした規制をするということは、マッサムとおしゃつてできぬ。しかしそれだからといつて、統制をすると、一方減税はしておる。減税をする場合においては、こういう統制が行なはね。減税したから、一般会計の融資ができるのを預貯金で補つていなくていい。こうすれば、そこに何らかの背景を持つといふことは、少くとも転換期のある一定の期間だけは必要である。しかしそれだからといって、統制をするというふうにすぐお考えにならぬ。しかしそのためには、民間預貯金の増加にならなければいけませんが、相当地計画性を持っていて、こういうことを勘案しながらこそ強制といふ問題が起つてくる場合においては、こういう統制が行なはね。しかしそれだからといつて、統制をするべきかとか、こういうこととも計画的であります。それでやがては、いつくし、日本の産業において何が重要な点か、どういうふうな設備を始めたのですが、そのときも、ただ金庫等の依存度もほとんど解消しました。これが日本は、せんだってまでインフレになつた。なぜそういうことになりましたか、結局管理的にやりさえすればなる。だつて、私が合理的といふことは、昭和十二年ですか、支那事変の始まるときに、公債発行ができることは、昭和十二年ですか、支那事変

らせる場合にまずいかないか、あるいは金融業者の心がまえがいいか悪いか、そういう問題に帰するのであります。それで、日本銀行との関係は、インフレとの関係には関係ないと思ひます。

○石村委員 大蔵大臣の答弁では納得しかねるのであります。どうしてもこれはインフレになる。そういう抜け道をこれで作つたのだ、こういわざるを得ないと思います。日本銀行が短期だからどうだとか、また自主的にやればいいのだということですが、自主的にやるのなら、何もこんな法律は作らないでやらない、こう考へざるを得ないのです。ところで、強制保有させた債券が不安なものであつて、もし途中で相手方の会社の経理状況はどういうことが起つたというときにどうなるのですか、強制保有以上、政府としてこれに對する保証責任があるんじやないかと思ひます。それがどうお考へですか。

○河野(通)政府委員 法律の条文の問題でござりますから、私からかわってお答え申上げます。この七条の第一項の二号にこういう規定がござります。

その規定された債券の「保有により損失を受けるおそれがある債券を新たに保有しなければならないこととなること」つまりその場合においては、その保有的命令を緩和したり、あるいは免除することができるという規定になつております。この意味

は、今お尋ねのありましたように、その事業がはなはだ内容が悪い、しかもその発行している債券以外に強制され

た債券を持とうとしてもないといった

ようなことがかりにあるとする、そういうことはまず実際問題として考へられないのですが、觀念上あり得

たいたしますならば、その場合に

は、この規定を發動して持たなくてよい

もよろしいということにいたしたいと

いうのであります。

○石村委員 この七条の一項の二号は、なかなかわかりにくく見にくく、あるいは私の誤解もあるかと思うのです。が、今私の問題としておるのは、最初から、この債券が不安な債券だというのではございません。保有しておったところが、その会社が悪くなつた。早い話が東洋織維のような問題、この間までりっぱな日本銀行の適格担保で債券になさらいかもしれませんが、

そうしたことが起つたときにはどうなるのか。それを保有しろ、こう強制しておいて、それは、お前がそのとき勝手に命令だからといってそれを選んだのが間違いだからということで済むのですが、これはどうですか。

○河野(通)政府委員 その場合には、実は二つ問題があると思います。それを具体的に、たとえば何々会社の社債をどうしても持たなければならぬような形、具体的にその社債、その金融債を

一式だと思いますが、非常に内容が悪いものを持つよりほかに、指定された

債券がないという場合におきましての問題ではないかと思います。その場合におきましては、この七条の第一項の二号による救済といふのは、保有を解除するということで、つまり持つてあるものを売るとかなんとかして処分していくべきであります。この七条の一項の二号における次第であります。

○石村委員 そのときの七条の一項の二号による救済といふのは、保有を解除するということで、つまり持つてあるものを売るとかなんとかして処分していくべきであります。この七条の一項の二号による次第であります。

○河野(通)政府委員 それは、持つてあるものを売つてよろしいといふことを言ひ得るようにしてあるわけで他に變つた救済があるわけですか。

○河野(通)政府委員 それは、持つてあるものを売つてよろしいといふことをお話ですが、そんなになつたときにお話しですが、そんなになつたときには、そんな債券を買う者が日本のどこにおりますか。もう持つている者は、これが危ないといって売り放す債券

を——株なら何も知らない連中が買うかも知れない。しかしこんなほとんどない差しかえればいいといふことは理屈はありません。

○石村委員 私が聞いておるのは、最初持つておつた、それが悪くなつたときの処置はどうか、こう聞いておるのです。

○河野(通)政府委員 徒然この命令に

持つ場合に、まず大きな業種、たとえば繊維とかあるいは電力とか、大きい業種の業種を書いて、そしてそれで第二号の適用がある、こういう意味であります。具体的にどういう場合が起るかと申しますと、主としてこの規定で予定をいたしておりますのは、第三条にいろいろ債券があがつておりますが、そのうちの第三号「政令で定める事業を営む法人の発行する債券」とえば何々事業とこう指定いたしました場合に、その事業のうちで、会社の具体的な名前は指定いたしませんから、かりに何々事業を営む会社のうちには相当な事務といふものが、そのまま残つていて、それが残つてない場合には、その債券しか残つてない場合に、その債券しか残つてない場合に問題がある。その場合には、何々事業の悪いものもあり得る。そういう場合には、その債券しか残つてない場合に、その債券を最後まで持つておいて、それを何か責任を負わなければならぬというほど、具体的な道は十分認めて参りたい、かよ

うに考えておるのであります。従いまして、必ずその債券を最後まで持つておけば、どっちがばかかということではありませんが、(笑)それは自主的に買はずから、それと少しも変わらないと思います。こういうふうにお考え下さればよろしいのです。特に何か悪いものが出たときは、それを何か責任を負わなければならぬということは、これは少し保証に過ぎると思います。

○石村委員 僕がばかか、大蔵大臣が

ばかり、どちらがばかかといふことを、先ほどから申し上げておるわけ

であります。私どもは、必ずそこには

お持ちなさるなということで、初めから法律としてこの規

定の範囲内に、まず大きな業種、たとえ

ば繊維とかあるいは電力とか、大きい

業種の業種を書いて、そしてそれで

第二号の適用がある、こういう意味で

あります。特にこの法律によつてその点までカバ

トしなくていいのではないか。同時に

にまた一つお考へ願いたいのは、金融機關というものは、常に皆さんが主張されるのですが、やはり金融機関は自分自身の金でない、公共性のもので、國民からやはり信託資金を受けて――日本産業のために最も有効適切に使われる金の二割程度をそういう緊要な日本経済に最も必要な産業の長期資金に向くようにしたからといって、これはどう非難されるべきではない。これは当然自動的に行わるべきだという前提に立つべきではないか、これがいかぬ場合にこういうことも考えております。

○石村委員 結局僕がばかりということになりますが、いくら考へても、僕は強制ということを問題にしたい、強制がないなら大蔵大臣の御説に納得する。強制がある以上、僕の言うようなことが顧えるのではないかと思ひます。

○萬田国務大臣 その点は、財政の健全ということをやはり根本に考へなきことではない。たとえば今御指摘のよう追及すると、いや、それはほかの金が回つておるから同じことだ、こういう理由で、やはり軍事公債、赤字公債というような性質のものが行われてくる、こう考へるわけなんですが、いかがですか。

○萬田国務大臣 その点は、財政の健全ということをやはり根本に考へなきことではないかと思ひます。

○萬田国務大臣 その点は、財政の健全ということをやはり根本に考へなきことではないかと思ひます。

○石村委員 結局僕がばかりということになりますが、いくら考へても、僕は強制ということを問題にしたい、強制がないなら大蔵大臣の御説に納得する。強制がある以上、僕の言うようなことが顧えられるのではないかと思ひます。

○萬田国務大臣 その点は、財政の健全ということをやはり根本に考へなきことではないかと思ひます。

○萬田国務大臣 これは、長期資金の調達の点にだけ申しておるのであります。まして、単に長期資金の調達ができるば、日本経済はそれだけで大いによくなるとも限りませんが、まあしかし、よくなるためには長期資金の確保ということが一番大事だと思います。

○萬田国務大臣 この法案によります。それでも、たとえば長期信用銀行においては特に専門としておる。こういったことで、決して中小企業の金融をおろそかにしておらぬわけあります。

○萬田国務大臣 それから中小企業というものをおろそかにしては日本経済の再建ができるぬ。これはもう私も同じであります。できればもう私も同じであります。できればならぬ点があると思う。その実情を大蔵大臣がもつと知つていただきたいと思います。

○萬田国務大臣 た場合、緊要な長期産業資金の調達さえできれば、日本経済の自立とその健全な発展ができるのだといふうに思ひます。そのためのうのみにして解釈していくことは、従来財政の一般会計等から特に長期のいろいろ設備資金を出し

ておるのあります。それでこの中企業については、たとえば中小企業が、これと同様の意味であります。しかしながら、大企業家がございまして、これが大企業に対するはつきりうたつてある。しかばん中小企業者に対しても、これと同様の意味を持った、日本経済の自立とその健全な発展ができるのだといふうに思ひます。また現在そういう

家、大企業家がござりますが、これを承認して、中小企業者に流れる金を獲得して、中小企業に対する育成の機関としての公庫ですらも、なおかつ中

小企業者に対する育成の機関としての公庫がまだありますし、それにもかかわらず、これに反して大企業家に對してはいろいろな方面から相当金が流れ込んでおる。その上に、なおこの法律を作つて、緊要な長期産業資金の調達をおろそかにしておらぬわけあります。

○萬田国務大臣 この点は、從来財政の一般会計等から農林中央金庫でも、やはり中小企業の面も少くない。商工組合中央金庫においては特に専門としておる。こういったことで、決して中小企業の金融をおろそかにしておらぬわけあります。

○萬田国務大臣 それでも、たとえば長期信用銀行においては特に専門としておる。こういったことで、決して中小企業の金融をおろそかにしておらぬわけあります。

○萬田国務大臣 それでも、たとえば長期信用銀行においては特に専門としておる。こういったことで、決して中小企業の金融をおろそかにしておらぬわけあります。

○萬田国務大臣 それでも、たとえば長期信用銀行においては特に専門としておる。こういったことで、決して中小企業の金融をおろそかにしておらぬわけあります。

○萬田国務大臣 それでも、たとえば長期信用銀行においては特に専門としておる。こういったことで、決して中小企業の金融をおろそかにしておらぬわけあります。

○萬田国務大臣 それでも、たとえば長期信用銀行においては特に専門としておる。こういったことで、決して中小企業の金融をおろそかにしておらぬわけあります。

日本經濟の自立と發展になるというさつきの大蔵大臣のお言葉でありますたが、そういうお考えを持つておられますが、そういう法案を考えられる余地はないか、これをお尋ねいたします。

○一萬田國務大臣 中小企業に対する金融は、決しておろそかにする考えは持つております。これは私も今後十分御意見も拝聴してやるつもりしておりますが、ただ中小企業の場合においては、御承知のように非常に金融自体がむずかしい。これはもう非常にむずかしい。そしてまた中小企業というのを一休どういうふうにつかまえるかという点においても、ある面からいえば、今日地方銀行の融資がすべて中小企業とも言えるのです。たとえば資金がどの程度とかいうようなことをいえは、ほとんど九割までは、地方銀行の貸し出しは、金額からいっても相手の会社の太さからいっても、中小企業に属するかもわからない。これが問題なのです。しかしそれだからといって、決して金融をネガレクトするわけではなく、大いに今後も考えます。が、同時に私は、中小企業自体のあり方に問題があると思う。かりに私が今まで金融に携わった経験からすれば、中小企業等において一番困るのは、たとえば工業的なものであると、大きな企業が、同時に金を出せる。代金は払つてやらぬわというようなことが、中小企業を逼迫させる一番大きなものだと思います。それで年末や益に大企業に会社が品物の納入は受けれるわ、代金は払つてやらぬわというようなことが、企業のあり方、この系列化、組織化と

いう点についてやはり進めていくべきではありませんか。同時に、中小企業にはどうもマーケットが乏しい。数は多いが、マーケットが乏しい。こういうようなことは、私はやはりマーケットを作ることをやつておりますが、こう見えるというような形において中小企業問題を解決するのがいいじゃないか。それで、今回いろいろな形で住宅を作ることをやつておりますが、こう強く今育つております。あるいはまたお役所の納入品、こういうものを中小企業の製品をとる。こういうふうにして、中小企業に自分の作ったものが売られる先を与えてやるということ、それがどうも今まで持さん考えずに、單に中小企業に金を出せ、金を出せという、うつもりでおりますから、どうぞ御了承願います。

○田万委員 ただいま大蔵大臣のお話によると、地方においては、大体九割までは中小企業者にいろいろな形で金が出ておるとおっしゃいましたけれども、われわれの調査したところでは、反対にはほとんど少い。いわゆる大企業が、何に対しても、二十九年度でござりますが、ふえて出しております。しかるに中小企業者に対しては、二十九年度でござりますが、數千億の金を二十八年度に比してふんだんに減つておる。この事実があるのですが、数千億の金を二十八年度に比してふんだんに減つておる。この事実があるのですが、銀行政長、この点についてお尋ねしたいと思います。

○河野(通)政府委員 本日手元に、実は銀行の中小企業金融の数字を持つております。これは大蔵大臣申されたように非常にむずかしい。そこで、今回いろいろな形で住宅を作ることをやつておりますが、こうなれば、中小企業の場合は、金額でいたしまして、中小企業の範囲は、今大蔵大臣から申されたように非常にむずかしいですけれども、一応機械的な基準でありますと、六割程度が中小企業に回つておる、こういう数字になつております。それから最近における普通銀行——これは都市銀行も含めまして、普通銀行の中小企業に対する貸し出しの割合が、若干従来よりも比率が変わつておる。絶対額は必ずしも落ちておりませんが、資金量の増加に応じて、普通銀行の中小企業に対する貸し出しの割合が若干落ちてきておるということは事実でございます。これらの点については、普通銀行に対するものであります。これは中小企業を救うやうんではありません。結局中小企業をますます悪くする道だと考へる。それらを総合して、今後中小企業には格段の努力を払はなければなりません。しかしそれだからといって、決して金融をネガレクトするわけではなく、大いに今後も考えます。が、同時に私は、中小企業自体のあり方に問題があると思う。かりに私が今まで金融に携わった経験からすれば、中小企業等において一番困るのは、たとえば工業的なものであると、大きな企業が、同時に金を出せる。代金は払つてやらぬわというようなことが、中小企業を逼迫させる一番大きなものだと思います。それで年末や益に大企業に会社が品物の納入は受けれるわ、代金は払つてやらぬわというようなことが、企業のあり方、この系列化、組織化と

石野さんからお尋ねがあつて、大蔵大臣から御答弁があつたのだが、はつきりしなかつた。それは十一條第一項第三号の「産業に関する深い知識と経験を有する者三人」この産業に関して深い知識と経験を有する者という御解釈がされども、はつきりわかりにくかつた。そこには、法律的な強制力を持たないものは命令違反という法律効果を持たない、そういうふうに解釈をいたしておりました。従いまして、それに従わなかつた場合においても法律違反とか命令違反ということは起らない。いわば道義的な責任の問題でありまして、法律的にもは命令違反という法律効果を持たない、そういうふうに御了解いただきたいためであります。

○河野(通)政府委員 ただいま大蔵大臣のお話によると、地方においては、大体九割までは中小企業者にいろいろな形で金が出ておるとおっしゃいましたけれども、われわれの調査したところでは、反対にはほとんど少い。いわゆる大企業が、何に対しても、二十九年度でござりますが、ふえて出しております。しかるに中小企業者に対しては、二十九年度でござりますが、數千億の金を二十八年度に比してふんだんに減つておる。この事実があるのですが、数千億の金を二十八年度に比してふえたので、これは次回にいろいろな点をお尋ねしたいと思います。

○田万委員 なお一点お尋ねしたいのは、第二条に「勧告を行ふことができる。」といふりますので、これは次回にいろいろな点をお尋ねしたいと思います。

○河野(通)政府委員 それがはなはだしく不當な勧告違反と申しますが、勧告に従わないという場合におきましてはどういう措置をとるかということは、銀行法その他についていろいろ規定がございますが、それらの規定に照して、そういう行政上の権限を発動するに値するかしないかということは、個別の場合について判断すべきだ。この勧告に従わなかつたからというので、当然にこうすることをいたしますといふことは、この勧告自身には含んでいない、こう申し上げざるを得ないと思ひます。

○河野(通)政府委員 最後に一点、先ほど同僚

この法律目的は達せられる。さらに二年をまた一年とかいうふうに延長することは、絶対にないということをここで保証できますか。

○一萬田國務大臣 大藏大臣としましては、むろんそのときの情勢もありまつ限りにおきましては、二ヵ年後におきまして動道ができる、何もこういう法律なくして、この法律の考え方をおことと同じことができるおことを希望して努力する考えであります。

○春日委員 ちょっと大臣伺います。が、大臣は一、三日前の新聞発表で、こういう法律ができて、直ちに発動するような意思はない。こういうような新聞報道がなされておりました。それからこの法律の第三条によると、長期産業資金の調達を円滑にするため、大臣が必要かつ適切と思つたときにこ通り、自民両党の予算修正に伴つて、こういう法律を出すことが約諾事項に通る。そこでお伺いをいたしたいことは、この法律案のよつて來たる米歴の文にも、必要かつ適切であるといふことは、大臣の認定のいかんによるところになつておるので、いやいや出した氣配がないではない。わけてもこの法律の主法を差動する必要性があると考へられておられるのかどうか。先ほどの新聞報道と関連いたしまして、この一点をお伺いいたします。

○一萬田國務大臣 私は、本年度特に保有命令を出さないでやつておられるのかどうかを私は希望いたしております。

○春日委員 そういたしますと、会期がまさに終るとして、ただいま同僚議員から質問がありました通り、おそれらくは革命的な金融立法といわれるこの大きな法律が、この会期末に臨んで出されたいた、しかもその御答弁によつて、その目的は果し得る、こういう御答弁であります。が、そんな必要でもないような法律を、何のために会期末を特に選んでこんな倉皇の間に唐突に選んでおられたか。私は、少くともこのような画期的な重要性を各所に含んでおられるところの金融立法というものを、時間を争つて論議しなければならないようなこんな機会を選んでお出するべきではなくして、今答弁によると、本年度は必要でないといつておられました。

○春日委員 そういたしますと、大臣の御答弁によると、この法律は、本年度の産業資金調達の方法としても財政資金調達の方法としても、これは全然必要ではない。すなわち法律の効果を何ら期待をされはしないわけである。だとすれば、これは来年度、次々年以降においてそういう必要が生じくるかもしれない。それは大臣が認定する事柄に属するわけであります。少くとも大臣は、本年度においてはその必要はないと言つておられる。すなわち保有命令を発するの必要は現段階においてはないと言つておられる以上は、今申し上げるより、こんな重要な法律においては、この法律案を撤回するため、今回はこの法律案を撤回するか、あるいはさらに継続審議するか、何らかのそういう時宜に適した措置をする御意思はないかどうか、この

○春日委員 ただいま委員長から、時間が切迫しておりますから簡潔にしておきます。従つて私は、ただいまの大蔵の御答弁がその通りであるとするならば、本年度の産業資金においても財政資金においても、この法律は必要でない。ただ審議会を作つてちょっと研究してみるのだという程度のことなら

うふうな表現を先ほど用いたのであります。命は自然しないとも——こんな立法を、今時期が早いかおそいか、そういうことが具体的に出ておつたのはですから、こういう立法を持つことはいい。しかしそれだからといって、すぐには保有命令まで出すか出さぬか。これは別個に考えなくちゃならぬ。そういうことをせずして、金融の性格として自主的にやつていくかということはそれには越したことはない。こういう考え方ではある。むろん審議会など作つても、私はいいと思う。そういう準備はちゃんとして、そういうことが自主的に運べばそれに越したことはない。それを運べばそれにも越したことない。そこまである。むろん審議会など作つておられます。

○春日委員 ただいま委員長から、時間が切迫しておりますから簡潔にしておきます。従つて私は、ただいまの大蔵の御答弁がその通りであるならば、私は今指摘した通りなんです。私がこの問題について質問するのは初めてなんです。起立するやいなや、もうすでに時間の制約を委員長から申しつけられた。これでござります。

○春日委員 ただいま委員長から、

○一萬田國務大臣 これは、私もあまり熱意がなかつたような御説もあつたのでないならば、この法律案はもつと慎重に審議してもいいのかどうか、この点をお答え願いたい。

○一萬田國務大臣 これは、私もあま

り熱意がなかつたようだ。そこでお伺いをいたしますが、そういうことじやないではない。わざとこの法律案の審議に持つていくという転換をして、今度の予算で終らせたと申していいと思う。特に自民両党の修正の場において、こういうことが強く出ておられるのかどうか。先ほどの新聞報道と関連いたしまして、この一点をお伺いいたします。

○一萬田國務大臣 私は、本年度特に合において、こういうことが強く出ておられるのかどうかを私は希望いたしましたと私は申していい。そうしてみたと、そういう税金から財政投融資をし、あした参議院は、どんな時刻に送

して、今まで終らせたと申していいと思う。特に自民両党の修正の場から考えて、これは十二分に参議院においてはないと言つておられる以上は、この法律案をもう二、三十時間も審議する時間があるとお考えになりますか。かりに衆議院をきょう通した

したところで、この国会の二院制の立場から考えて、これは十二分に参議院においてはないと言つておられる以上は、この法律案をもう二、三十時間も審議する時間があるとお考えになりますか。かりに衆議院をきょう通した

したところを、この法律案を撤回する意思は持つております。

○一萬田國務大臣 結論から申します

れば、この法律案を撤回する意思は持つております。

○一萬田國務大臣 それから先ほどのお話をあります

が、これは、私本年度はそういうふうな命令でもつて保有をせぬでもいいだろ

う、またそのことを希望する、こうい

金の調達」これは読んで字の通り、長期産業資金の調達です。長期産業資金の調達のためにこの法律ができるようとしている。そうすると、国債または地方債、これは一休長期産業資金とどういう関係があるのでありますか。長期産業資金の調達のためにこういう保有命令をすることができるとするならば、この国債、あるいは地方債というものは産業資金ではない、これは財政資金だ。財政資金の調達のためにはこの法律を作るならば、やはりここに長期産業資金もしくは財政資金、これにこの法律を作るために工合に加えなければならぬ。ところが国債と産業資金という形を結びつけて考えるならば、私どもには戻り当る節がないではない。先般通産大臣でありましたか、大蔵大臣でありましたか、軍需産業は今後国営に移した方がよいであろう、あるいは国営の軍需産業を興さなければならぬのである、こういうような国会における答弁が新聞に載っておりました。そうだとすると、この国債とかなんとかいうことは、この軍需産業の国家資金を調達するための、いわゆる財政資金であるかどうか、あるいは産業資金であるかどうか、この点を一つ明確にしていただきたいと思います。一般財政資金を調達するということは第四号でうたわれているが、こういう国債や地方債は、これは産業資金ではない。産業資金調達のためにといふたつておいて、四号の中に国債をうたい込んでいっているのは、大体軍需産業を国によって興す場合のことを想定してであるのかどうか、この点を一つ明確にされたい。

○一萬田國務大臣 この国債の中に、防衛強化と関連して資金を調達する、そういうふうなことは考えておりません。今考えて考へ得られることは、開發銀行の資金というようなものについて考えられることはなかろう、かようになります。

○春日委員 ちょっと伺いますが、この国債とか地方債とかいうものは、一体長期産業資金とどういう関係があるのでありますか。この点われわれにわかるように御説明願いたい。

○一萬田國務大臣 国債については、今申しましたように、開發銀行が長期の産業資金を出す、その資金源というような場合には必要があれば考える。地方債におきましては、たとえば、地方において電気とか、その他いろいろな緊要産業が行なわれているという場合に、地方債を起す、こういうようなことを考へております。

○春日委員 ちょっとわからぬのであるが、大分弁でなく、一つ東京弁でやつてもらいたい。(笑声)長期産業資金調達のためにこの制度が生まれようとしている。ところが国債とか地方債とかは、われわれが読んで字の通りに解釈すれば財政資金であると思う。だから、長期産業資金調達のために国債を買わせるという出しているということは、筋が通らぬと思いますが、この点の理解はどういう工合にしたらいいのか、もう一度承わりたい。

○一萬田國務大臣 それは先ほどから私しばしば御答弁申し上げたのですけれども、従来は税金をとつて、その税金がいわゆる財政資金として長期の産業に投資されておった。ところが税金を減らすこととは皆さん方の主張なんで、直接受取等はすつと下っていく。そうしますと、その下つた税金だけが、全部と

は言いませんが、これが民間資金の蓄積に回らなくてはならない、また回るべきだ、こういう考え方であります。そうしてみると、この資金を政府にかわって使うということは、私は經濟を動かしていく上で何ら妨げのあることじやない。これが基本線とお考へ願いたい。なにそんなことはよして、直接販売うんとれ、こう言うならまた話は別個になると私は思います。

○春日委員 私は、そういうターザンの逆襲のようなことを聞いているのじゃない。(笑声)そこで時間の関係がありますから問題を先に進めますが、あなたの方で、政令で定める金融機関の中には、地方銀行の問題は、今右村君に対する御答弁の中で、大体の見解が示されたと思いますが、相互銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、こういうようなものがあると思う。申し上げるまでもなく、この相互銀行や信用金庫や信用組合や労働金庫、こういうようなものの資金がいざれの方に向重点的に流されておるかといふことは、御承知の通りであろうと思ふ。特に資金のふえた分は需要もまたふえておるし、そうしてふえたペー

カから、長期産業資金調達のために国債を買わせるという出しているということは、筋が通らぬと思いますが、この点の理解はどういう工合にしたらいいのか、もう一度承わりたい。

○一萬田國務大臣 それは先ほどから私しばしば御答弁申し上げたのですけれども、従来は税金をとつて、その税金がいわゆる財政資金として長期の産業に投資されておった。ところが税金を減らすこととは皆さん方の主張なんで、直接受取等はすつと下っていく。そうしますと、その下つた税金だけが、全部と

は言いませんが、これが民間資金の蓄積に回らなくてはならない、また回るべきだ、こういう考え方であります。そうしてみると、この資金を政府にかわって使うということは、私は經濟を動かしていく上で何ら妨げのあることじやない。これが基本線とお考へ願いたい。なにそんなことはよして、直接販売うんとれ、こう言うならまた話は別個になると私は思います。

○春日委員 相互銀行、信用金庫、信託協同組合、労働金庫、こういうものは入れないということでお伺いいたしました。それからもう一つお伺いいたしましたが、御承知のように、割引の方法により発行する割商、商工組合中央金庫の発行する債券の中で割商を除いておる。御承知の通り、この中小企業金融が今非常に金が困つておつて、特にこの商工中金は、今度金融の債政府引き受けたことは、やはり商工中金は市中銀行と交換する面が非常に少い。従つてもう少しできることならば、こういうような金融規制が行われる場合、こういうふうないわゆる今まで困つておる面に對して、より厚く救済の及ぶような制度こそ望ましい。従つて商工中金の発行する金融債の中で、割商をも含めては持つてもうといつてもなかなか交渉ができない。そういうような状況下にあって、こういう零細セントージといふものは、その金融機関の上積み資金となつており、これが実際に操作される資金になつてゐると思う。特に資金のふえた分は需要もまたふえておるし、そうしてふえたペー

カから、長期産業資金調達のために国債を買わせるという出しているということは、筋が通らぬと思いますが、この点の理解はどういう工合にしたらいいのか、もう一度承わりたい。

○一萬田國務大臣 それは先ほどから私しばしば御答弁申し上げたのですけれども、従来は税金をとつて、その税金がいわゆる財政資金として長期の産業に投資されておった。ところが税金を減らすこととは皆さん方の主張なんで、直接受取等はすつと下っていく。そうしますと、その下つた税金だけが、全部と

は大臣にお伺いをしたいが、さらに希望を申し上げたいが、割商をも含めて、一つ中小企業金融がはなはだ困つておる現状にかんがみて、商工中金の資金源の確保のために、この割商をも含めて保有命令の対象とする、保有債券の対象としていく、そういう意思是ないか。鬼の目にも涙ということがあらうが、どうですか。

○一萬田國務大臣 今お話しのようないわゆる御心配なからうとあなたが御承知のように、割引の方法により発行する割商、商工組合中央金庫の定期であります。それと同時に割引債券は、これは定期でいきますから消化がいいのであります。御心配なからうと思ひます。

○春日委員 御心配なからうとあなたが御承知のように、割引の方法により発行する割商、商工組合中央金庫の定期であります。これは長期の資金であります。それと同時に割引債券は、これが長期の資金であります。それが長期の資金であります。それは大企業偏重であり、そういう偏向についてはもう度を越えて熱心であるといふべきだ。それで、中小企業金融については何よりもやりはしない。こういうような場所では、いろいろ大企業に対する金融の精神に基いての影響力というものを考へた場合には、法律の中に割商が入つておつた方が効果が大きい。あなたの方は、いろいろ大企業に対する金融についてもやりはしない。こういうような場所では、大企業偏重であり、そういう偏向合、大企業に対する十のことやるなり、せめて中小企業のために一つか二つくらいの善政を施してみてはどうか

と思う。ことに割引というものを除外されれば、私はこの商工中金の金融債のワクもまたぐと減つてくると思う。今回政府の引き受けを減らされた面については、さらに困つてくると思うので、何とかしてこの際割引を加えて、そうして中小企業の金融難をこんな面からでも緩和するよう努力されることについて、さらに検討をされることを強く要望するが、しかし法律が通つてしまふと困るので、これは一つ何とか御検討をされる意図はありませんか。これは一つ、言いつぱなしでなく、もう少し——いずれ休憩するのだから、休憩して法律が通る前の理事会で何とか話し合いを願わなければならぬと考えますか、大臣としても、商工中金の金融債は、今まで政府で引き受けおつたものだから、何とかこの際同列の取扱いを受けられるように一つ御高配を願いたいと思うが、これに対する御意見はどうでありますか。

○一萬田國務大臣 これは長期資金の調達を骨子といたしております。もしもこの法律を実施した後におきまして、特に商工組合中央金庫の割引債券の消化に何らかの支障を及ぼすということがあれば、それは別個に私は善処いたしたいと考えておるわけであります。

○春日委員 大臣は、わが社会党両派の提出しておる銀行法中一部改正法律案、すなわち現在の金融情勢が大企業一辺倒である。すなわち金融の公其性というものは、現在の銀行制度の中ににおいては如何法律の規制が加えられていない。従つて集中融資、偏向融資でめちゃめちゃだ。それでわが党は、これを、銀行は自己資本の一割をこえて

同一企業体に集中融資をしてはならぬという法律改正を出しておる。このわのワクもまたぐと減つてくると思う。今回政府の引き受けを減らされた面について、さらに困つくると思うので、何とかしてこの際割引を加えて、そうして中小企業の金融難をこんな面からでも緩和するよう努力されることについて、さらに検討をされることを強く要望するが、しかし法律が通つてしまふと困るので、これは一つ何とか御検討をされる意図はありませんか。これは一つ、言いつぱなしでなく、もう少し——いずれ休憩するのだから、休憩して法律が通る前の理事会で何とか話し合いを願わなければならぬと考えますか、大臣としても、商工中金の金融債は、今まで政府で引き受けおつたものだから、何とかこの際同列の取扱いを受けられるように一つ御高配を願いたいと思うが、これに対する御意見はどうでありますか。

○一萬田國務大臣 これは長期資金の調達を骨子といたしております。もし

く、もう少し——いずれ休憩するのだから、休憩して法律が通る前の理事会で何とか話し合いを願わなければならぬと考えますか、大臣としても、商工中金の金融債は、今まで政府で引き受けおつたものだから、何とかこの際同列の取扱いを受けられるように一つ御高配を願いたいと思うが、これに対する御意見はどうでありますか。

○春日委員 大臣は、わが社会党両派が提出しておる銀行法中一部改正法律案、すなわち現在の金融情勢が大企業一辺倒である。すなわち金融の公其性といふことは、現在の銀行制度の中ににおいては如何法律の規制が加えられていない。従つて集中融資、偏向融資でめちゃめちゃだ。それでわが党は、これを、銀行は自己資本の一割をこえて法律案についてお尋ねをいたしたいと

思います。この法律案については考へてみたい、同一企業体に集中融資をしてはならぬという法律改正を出しておる。このわが党の法律改正案を大蔵大臣として、また衆議院議員一萬田尙登君としてお読みになつたことがあるかどうか、この点を一つ伺ひしたい。

○一萬田國務大臣 よくお説を拝聴して十分勉強をいたしております。さて、われわれは日本の銀行法を改正し結んでおく。今までこの問題について、われわれは日本の銀行法を改正して、金融の公其性をよく認めて、産業に奉仕するためにはいかにあらべべきか、従つて国家的規制を加えるべしという理論は、わが日本社会党が年来この委員会を通じて、また別の機会を通じて政府に対して要望してきました。ところが河野銀行局長の答弁は、いつも金融に対する国家規制を加えることは好ましくない、すなわち自主的な事柄に

よつてよくその協力の実が上つており、法律によって、行政措置によつて金融規制の法律が出てきたことは、遂にわが日本社会党の軍門に下つた、この度とすべきでないということをそのつど調達を骨子といたしております。しかもこの法律を実施した後に起きまして、特に商工組合中央金庫の割引債券の度と全然変わつた態度がここに現われて参りました。この上は、金融を国家産業のためにほんとうに奉仕する当然の姿に戻す、こういうこととのために、わざと強引しておられた。ところが今回

よりつてどこを一番主眼としてねらつておられるのか、何によつてこの効果をねらつておられるのか、ただ懲役と申しますが、もっと地方に自主財源を与える努力をなぜなきらなかつたのか、そして同時に、その法律案をお出しにならなかつたのか、この点をお尋ねいたいたのであります。

○一萬田國務大臣 補助金の制度は、非常に長い歴史を持ち、しかも多種多様にわたつてゐるのですが、この補助金の制度が全然悪いというわけでもないだろうと私は思つております。それが適切なものであり、これが適正に運用されれば私はいい点もあると思う。財源の点はこれとはまた別個に、要するに地方の財政、特に中央から与える財源については、地方のおやりになつておられます。この上は、金融を国家産業のためにほんとうに奉仕せしめることに努力されるよう強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

○松原委員長 井手君、

この法律案についてお尋ねをいたしました。この上は、金融を国家産業のためにほんとうに奉仕する当然の姿に戻す、こういうこととのために、わざと強引しておられた。ところが河野銀行局長の答弁は、いつも金融に対する国家規制を加えることは好ましくない、すなわち自主的な事柄に

よつてよくその協力の実が上つており、法律によって、行政措置によつて金融規制の法律が出てきたことは、遂にわが日本社会党の軍門に下つた、この度とすべきでないということをそのつど調達を骨子といたしております。しかもこの法律を実施した後に起きまして、特に商工組合中央金庫の割引債券の度と全然変わつた態度がここに現われて参りました。この上は、金融を国家産業のためにほんとうに奉仕する当然の姿に戻す、こういうこととのために、わざと強引しておられた。ところが河野銀行局長の答弁は、いつも金融に対する国家規制を加えることは好ましくない、すなわち自主的な事柄に

よつてよくその協力の実が上つており、法律によって、行政措置によつて金融規制の法律が出てきたことは、遂にわが日本社会党の軍門に下つた、この度とすべきでないということをそのつど調達を骨子といたしております。しかもこの法律を実施した後に起きまして、特に商工組合中央金庫の割引債券の度と全然変わつた態度がここに現われて参りました。この上は、金融を国家産業のためにほんとうに奉仕する当然の姿に戻す、こういうこととのために、わざと強引しておられた。ところが河野銀行局長の答弁は、いつも金融に対する国家規制を加えることは好ましくない、すなわち自主的な事柄に

いるわけであります。そういうものをせぬでもいいじゃないかといえばそれまでであります。従来それで効果を上げていない、そうして、それはまた無理なことをしているからといえればそれなりますが、しかし会計検査院の報告によりますると、ほんとうに目に余る使用があり、不適正であるといふことが事実会計検査院の報告にあがっております。そういうふうなことから、これは特に国の税金であります。これを不正に使用するということは、特に重く考へなくちやならないことは、特に重く考へなくちやならないといふことはあります。同時に、決して補助金を出す方はどんな出し方をしてまい、こういう考え方。同時に、決して補助金を出す方にはありません。こうもいひうのではあります。こういう法律を出す以上は、出す方においても同様に厳重な責任を考へなくちやならぬということを申し添えておきます。

○井手委員 私がお尋ねしておりますのは、当然しなくちやならない国の監

督がおろそかであるために、そういう不正事件が起きている。これは行政監

督の仕事でござりますから、ほんとう

に厳格にやればやれるはずであります。

○井手委員 私がお尋ねするために、あるいは主管省であ

る建設省、農林省、その他の各省が厳

重に監督をして参りますならば、そ

うことは起らないはずであります。

○井手委員 私がお尋ねしておりますのは、大蔵省なり、あるいは主管省であ

る建設省、農林省、その他の各省が厳

重に監督をして参りますならば、そ

うことをお尋ねしているわけです。従役

五年に處すということがあれば、あなた

が効果が上る、こういうお考へであるか

どうか、どういう理由で上るのか。刑法

もすでにあるのであれば、あなた

を欺いて騙取した場合には、十年以

下の徵役に處するということが書いて

ある。これでは効果が上らないのか、せぬでもいいじゃないかといえばそれまでであります。従来それで効果を上げていない、そうして、それはまた無理なことをしているからといえればそれなりますが、しかし会計検査院の報告によりますと、ほんとうに目に余る使用があり、不適正であるといふことが事実会計検査院の報告にあがっております。そういうふうなことから、これは特に国の税金であります。これを不正に使用するということは、特に重く考へなくちやならないことは、特に重く考へなくちやならないといふことはあります。同時に、決して補助金を出す方はどんな出し方をしてまい、こういう考え方。同時に、決して補助金を出す方にはいません。こうもいひうのではあります。こういう法律を出す以上は、出す方においても同様に厳重な責任を考へなくちやならぬということを申し添えておきます。

○一萬田国務大臣 これは、理論的に論議すればいろいろと意見の違いがあると思いますが、実際において、從来のままでは、何回も会計検査院の報告にもあるようにうまく行つてない。理屈はともかくといたしまして、実際にうまく行つてないということは、やはり社会の現われとしてこれは考へてみなくちやならぬ、それに対応する策をとらなければならぬ、そういう情勢に基いて、行政監督を一そく厳重にする意味からもこういう法律を必要とすると考えた次第であります。

○井手委員 それでは、行政監督を厳重にする条文がどこにござりますか。これは補助金を受ける側ばかりの条文はどうどこどこにござりますか。

○正示政府委員 私から便宜お答えを申し上げます。御趣旨はいろいろございますが、まず補助金の申請、その他手続につきまして、從来各省庁が大体規則的に定めておりましたものを立法のレベルに持ち上げまして、これを明確化いたしまして、それによりまして手続きがはつきりいたしめたのであります。そういう点が、やはり行政監督をいたす上におきまして必要な条件と心得ております。従来は、各省におきましてそれぞれの係官等が、いわばきわらべで申しあげますと、いわゆる補助金が二千八十二億六千九百九十九万三千円、負担金が七百九十七億一千二百六十四万円、交付金が七十六億九千七百四十八万二千円、これによりまし五百六十万四千円、補給金が五十八億七千百十二万五千円、分担金が四億三千円、負担金が七百九十七億一千二百六十四万円、交付金が七十六億九千七百四十八万二千円、これによりまし五百六十万四千円、補助金、交付金、補給金、分担金の大体五つのカテゴリに

何ゆえにこの刑事罰を設けられたのか、非常に閣議で主張された事情にございますので、私はあえてお尋ねいたしましたのでございます。

○一萬田国務大臣 これは、理論的に論議すればいろいろと意見の違いがあると思いますが、実際において、從

が始まりますので、十分余り大臣は参議院の本会議にて、すぐ帰つてこられるようありますから、御了承を願います。

○井手委員 了承いたしました。それでは、大臣が退席になつたので、事務的な点についてお尋ねいたしましたが、大体大まかなところだけつけてお答えを

いたす上におきまして必要な条件と心得ております。従来は、各省におきましてそれぞれの係官等が、いわばきわらべで申しあげますと、いわゆる補助金が二千八十二億六千九百九十九万三千円、負担金が七百九十七億一千二百

六十四万円、交付金が七十六億九千七百四十八万二千円、これによりまし五百六十万四千円、補助金、交付金、補給金、分担金の大体五つのカテゴリに

分れるわけでございますが、その総計が三千九十九億八千六百七十四万四千円となつております。

○井手委員 その中に交付税が入つておられますか。

○正示政府委員 交付税は入つておりますが、その總計が三千九十九億八千六百七十四万四千円となつております。

○井手委員 その中に交付税が入つておられますか。

○松原委員長 ちょっと井手君に申し上げますが、二十分に参議院の本会議が始まりますので、十分余り大臣は参議院の本会議にて、すぐ帰つてこられるようありますから、御了承を願います。

○井手委員 了承いたしました。それでは、大臣が退席になつたので、事務的な点についてお尋ねいたしましたが、大体大まかなところだけつけてお答えを

いたす上におきまして必要な条件と心得おります。従来は、各省におきましてそれぞれの係官等が、いわばきわらべで申しあげますと、いわゆる補助金が二千八十二億六千九百九十九万三千円、負担金が七百九十七億一千二百

六十四万円、交付金が七十六億九千七百四十八万二千円、これによりまし五百六十万四千円、補助金、交付金、補給金、分担金の大体五つのカテゴリに

分れるわけでございますが、その總計が三千九十九億八千六百七十四万四千円となつております。

○井手委員 その中に交付税が入つておられますか。

○正示政府委員 交付税は入つておりますが、その總計が三千九十九億八千六百七十四万四千円となつております。

○井手委員 その中に交付税が入つておられますか。

○正示政府委員 交付税は入つておりますが、その總計が三千九十九億八千六百七十四万四千円となつております。

ません。そういう不正に対してもどんどうやらなければならぬ。もし刑法の条文に不備があれば、特別立法もいりあります。しかしその特別立法の場合は、大きくなつて、大さく網を広げて、いかなる場合でもひつかかるような、おどしをかけるような、広範な、いかにも拡大解釈されるような条文を設けておかることは、立法上慎しまなければならぬことだと思います。この不正な手段ということが明確にならない限り、私はどうしても承認できません。大体どれとどれとを想定しておられますか。想定しておらなければそれでおけつこうでございます。

○村上(孝)政府委員 私の御説明がいざか不十分であつたかと思ひうるのでござりますが、私の申し上げましたのは、要するにその事業について、適切にして、かつ十分な金額の申請をするといふことをしないで、國民の税金によつてまかなわれているところの公金を不当に交付を受けるということのたゞに従来いろいろな忌まわしい例が起つてゐるわけございます。その中で、昨日も法務当局から御説明がありましたように、従来の刑事法規によつては、たとえば詐欺罪というような場合には相手を欺罔するという条件が必要である、しかし実際に毎年会計検査院が摘発しますところの批難事項を見ると、たとえば連絡船の補助金を申請した場合に、沈んだ別の船の写真を持っていつて、それによつて新しく補助金を受けたわけでござりますが、現実にはその船は沈んでおらなかつたという場合

に、その偽わりの写真というもので果して交付官庁側が全くだまされておつたかどうか、事情は知つておつたが、今は申請者側がそういういろいろな事情を話をして、相手を欺罔したわけではありませんけれども、とにかくいろいろな条件をいまして、ついにその補助金を受けるに至つたか、いろいろな場合があろうかと思います。そういう場合に刑法の相手を欺罔するという条件がなくて、國の財政から見ますれば、そうした沈まない船に出された補助金というものは、國民の血税を非常に不正に使つたことになるわけございまして、そういうふうな場合を救済せねばならぬということで、單に欺罔した場合のみならず、その他補助金の交付を受けるような、いろいろな考え方にして、不正な手段という言葉を使つたわけでございます。従つてこの不正な手段といふことは、われわれが非常にばく然たる言葉によつて大きく網を広げようというわけではなくて、われわれが従来会計検査院の検査等によつて考えられますいろいろな不正交付といたしまして、これが不正交付といふな手段といふ言葉を使つたわけでございます。

○井手委員 今まであなたが例示なさいました事柄は、私は偽わりの手段である。一番肝心な盲点は、刑事局長も昨日御答弁がありましたように、查定官を欺罔したかどうか。片方が事情を知つた場合には、どうしてもこれを度更新を認めてもいいと思つたが、たかどうか、事情は知つておつたが、度更新を認めていいはずじやないは申請者側がそういういろいろな事例をございますが、交付すたかに、先ほど申し上げました例で、たかに申請者側がそういういろいろな事例をございましたが、交付すたかに、先ほど申し上げましたよう

に、その偽わりの写真というもので結果が相当古いから、従つてある程度更新を認めていいと思つたが、たかに申請者側がそういういろいろな事例をございましたが、交付すたかに、先ほど申し上げましたよう

に、その偽わりの写真というもので結果が相当古いから、従つてある程度更新を認めていいと思つたが、たかに申請者側がそういういろいろな事例をございましたが、交付すたかに、先ほど申し上げましたよう

に、その偽わりの写真というもので結果が相当古いから、従つてある程度更新を認めていいと思つたが、たかに申請者側がそういういろいろな事例をございましたが、交付すたかに、先ほど申し上げましたよう

長なり部長なりの担当官がやられるというのか、その点の解釈はどうなんですか。

○村上(孝)政府委員 それは二十九条、三十条、あるいは三十二条なりの

それぞれの刑事罰の規定において何々をした者、あるいは受けた者というそ

の者である該当職員がかかるということになります。そのことは要する行

為者がかかることがあります。いつで

も地方公共団体の長が罰せられるとい

うわけではございません。

○横路委員 今のお話しからいくと、

実際に行方をした者ということになる

と、その実際の担当の職にある者が罰

せられるわけですね。そういうわけで

しょう。たとえばある地方自治体の市

なり市の者が中央官庁と折衝してい

く、そうしている際設計書を出し

て、金をもらつていく、そのときに不

正だということになれば、その者が処

罰されるのであって、都道府県知事と

か市町村長は、意思が通じなければ

処罰されない、そういうわけでしょ

う、その点はつきりして下さい。

○正示政府委員 お答えを申し上げま

る、長もやられ、それからその担当の者もやられる、こういう解釈ですか。罰せられる場合には、必ず地方公共団体の長もやられ、それからその担当の者もやられる、こういう解釈ですか。

○正示政府委員 もう一度はつきりい

たしますが、必ずしも長がいつもやら

れるということはむろんございませ

ん。長みずから行為をした場合は罰せ

られるということです。(「交付は担当

官は受けられない、長しか受けられない」と呼ぶ者あり)もう少し具体的に申し上げますと、先ほど刑事局からも

お答えを申し上げましたように、不正の手段を行なつて受けたというふうな場合に、地方公共団体の長自体がそう

いう行為をやることはあり得る

ことを申し上げておるわけであります。

○横路委員 今の中二十九条には「偽

りその他不正の手段により補助金等の

交付を受け」とあるでしよう。そうす

ると、その補助金の交付を受けるの

は、必ず地方公共団体の長が受けたわ

けです。そうしたら、その不正の行為

は実際の部長なり課長なりが担当して

やる、しかし交付を受ける者は地方公

判でなく、ほんとうに情を知って、自分がこの申請書を出すことによって不當な補助金の交付を受けるという行為に対する認識がございましたして出しているが、ただ知事が全然知らないで、農林

部長の申請書にめくら判を押しました

場合には、農林部長が受けた不

當な補助金に対して責任を負う、こう

いうことになろうと考えます。

○横路委員 私の聞いているのは「地

方公共団体の長その他の職員に対し、

こうなっている、そうすると、今の場

合には意思を通じていれば知事と農林

部長が両方とも罰せられる、あなたの

解釈はこういうわけでしよう。

○勝尾説明員 横路委員からの御発言

がありましたように、補助金の交付を

受けるのは当該地方公共団体でござい

ます。しかしながら実際の手続をとる

場合には、知事の名前で申請されるこ

とになると思います。しかもその申請

の具体的な書類を調製するというよう

に不正な行為をもつて起案をし、持つてきた者、その者が当然处罚されるわけである。だから知事が处罚された場合に、その農林部長あるいは農林課長も同様に处罚されることになる

と思います。

○横路委員 あなたとの今説明からす

ると、知事並びに市町村長が处罚されることは、必ず部長課長、担当官も处罚される、こういうわけでしょう。なぜ

私がそう聞くかというと、知事がこれ

は不正行為だとわかったということ

は、来た書類が不正であることを黙認

して出したということなんです。その

出た書類が不正なのですから、起案

した者が本来でありますれば責任者で

ある。だから知事が处罚されるときには、必ず担当官も一緒に处罚される、

こういうわけですね。そういうことに

なります。これに例外の場合があ

り得るでしょうか。どうでしようか。

○勝尾説明員 多くの場合は、農林部

長なり農林課長も責任を問われること

になると思いますが、必ずしも全部が

全部、農林部長なりあるいは課長が处罚されるとは限らないのではないかと思

います。

○横路委員 僕はあなたの説明は

話では、知事が部長、課長を呼んで、

こういう不正手段で金をもらから申

請書を作れ、こういつて作つて、そう

して決裁を通ってきた場合には知事だけが处罚されるのです。あらかじめ

不正であるということがわかつて、補助金を受ける者が一番厳罰なので

す。その偽りの手段といふものは、

ところを通つてくるのでありますか

ら、知事が全部自分で起案するとい

うことはないでしよう。読んで判を押す

だけです。だから、そのとき知事が処罰されるということは、すでにその前

の上での農林部長なり農林課長が作つた、こういった場合は、これはまさしく

するのだからやつてくれといふことを

明らかにして指示をする、これを承知

林課長に指示をする際に、これは不當な手段によつて補助金の交付の申請を

するのだからやつてくれといふことを

承認されることになると思ひますが、

この情をあかさないで、単にこういう書

次に審査の結果について申し上げます。日程第五、第七、第一六ないし第二一、第四四、第四六、第五三、第七二ないし第七五、第七九、第八〇、第九三、第九四、第九六、第一〇二、第一〇七、第一二六、第一二八、第一三〇、第一三三、第一三五ないし第一三九、第一四四、第一四六ないし第一四九、第一五九ないし第一六八、第一七一ないし第一九三、第一九六ないし第二三、第二二五ないし第三九三、第三九五ないし第四三七、第四四〇ないし第五二〇、第五二五ないし第五三九、第五四一ないし第五六四、第五七一ないし第五七五及び第五七八ないし第五八四の各請願につきましては、その趣旨が妥当なるものと認められますので、同様に採択の上内閣に送付すべきものと決議いたしました。

また日程第一ないし第四、第六、第八ないし第一五、第二三ないし第四三、第四七ないし第五二、第五四ないし第七〇、第七七、七八、第八一ないし第九二、第九五、第七七ないし第一〇一、第一〇三、第一〇五、第一〇六、第一〇八、第一〇九、第一一一ないし第一一六、第一二〇ないし第一二五、第一二七、第一三一、第一三二、第一四〇ないし第一四三、第一四五、第一五〇、第一五五ないし一五七、第一七〇、第四三八、第四三九、第五二一及び第五四〇の各請願につきましては、おの立派措置及び行政措置によりましてその趣旨がすでに達成せられておりました。以上請願審査小委員会における審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

○松原委員長 諸君につきましては、ただいま請願審査小委員長の報告の通り決したいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

なおこの際御報告申し上げますが、今会期中、当委員会に参考のため送付された陳情書は、たまに諸君のお手元にその件名を印刷して配付いたしました通り、全部で三十二件ありますので、御報告申し上げておきます。

○松原委員長 次に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。黒金君。

○黒金委員 今の問題につきまして、最後に政府の御意向を一言承わっておきたいと思うのであります。

昨日來私も質問をいたしました、

るいは下正に使用したということが一つの社会課であるという意味を考えますと、行政罰という問題もなかなかむずかしいのではないかということは考へられるのであります。ただ最後に申し上げたいのは、継り返して申上げましたように、この法律によつて罪人を作ることが目的ではございません。どこまでも補助金が適正に使用されるということによって、公けの資本といふものが公正な使用をされてゐます。どこまでも補助金が適正に使用されることは、それが公けの資金を適正に使わなければならぬ、それを不適正、不適當に使われるということは、一つの社会的な悪いことであるということを規定しようとしたのであります。

○黒金委員 たまに御答弁によりますれば、この種の行為をといふもの

を、どうしても法律上の罪にしなければ目的を達しない、このようなお考え

が非常に強いようあります。この点は見解の相違になりますから、あえて

追及はいたしません。ただし、この目的を達しますことは、ほんとうに刑罰を執行しまして罪人を作るのではないかと思います。まず補助金全体につきまして、来年度の予算においてはもつとすっきりしたものにして、どうか補助金の根本において、このような弊害が起らないようにしていただきたい。また地方財政も非常に窮乏いたしておりますから、あるいは平衡交付金の改正をいたすなり、いろいろな点において、国と地方団体両方が半端なものでなく、今お話を立てておられるようないけるような体制に御改正を一歩進めたかったい。またせっかく補助金をお出しになる以上は、中途で、あるいは規模につきまして、させいた仕事だけは完全に行えるように、こういう悪いことをしなくておきるような心がまえをお願いしたいし、また何とか支給期日を早めまして、金繰りに困らないように、地方は非常に苦しいのでありますから、どうか一つ十分にお考え願いたい。またこの問題がこれほどに紛糾いたしますのは、過去において非常に多くの不正の事実がありまして、交付を受けました側において処罰をされた者も至つて少い点で片手落ちではないか、ますみずからを減めた上で他を減むべきではないかという考え方が非常に強いのであります。こういう点につきましては、昨日政務次官から政府を代表して、今後は必罰責任の所在をはつきり

させて制裁をはつきりいたします、こういう御言明を得て、われわれは幾らか将来に希望をつないでおるわけでありますけれども、これだけの厳罰を申しますが、この上ともに十分刷新と申しますが、この上ともに十分にお気をつけになりまして、片手落ちのそりを受けないようにやついたいたい。同時にいろいろ中間の監査の方法がございましょうが、これにつきまして、十分に改善を加えまして、よろしく御指導を賜わり、一人として、よろしく御指導を賜わり、一人として罪人を作らず済ましていただくよう、この上とも御努力を願いたいと思うのであります。ことにきょうは法務省からもお見えになつておりますのでお願い申し上げますが、こういう法規を作ります当初は、一人の罪人も作るべきではないと言つて法律をお通してお願意申し上げますが、ともすれば乱用のきらいもなきにしもあらざる現状であります。ことに政争の激しい土地その他相手方の政策を倒すということが起きないとは決して保証できないと思います。どうかこういう点につきましては、十分に慎重なお取り計らいを賜わぬまして、先ほど政務次官のおつしやいました通りであります。そこで刑事罰にかかることは、ただいまある黒金君が言つた通りであります。そこで刑事罰にかかるものとして考え方のものにかわるものとして考え方のあるか、これにかわるべき行

政罰はなぜできないのか、この一点だけをぜひ明確にしていただきたいであります。

○藤枝政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、昨日も黒金委員の御示唆があつたのですが、こうした行為をした者をその地位にとどまらせない、あるいは公選の知事でありますならば、被選挙権等を奪うというようなことが一つ考えられます。しかしこの点は、直接公選とからんでおるものについて、その違反を犯した者を公選権停止をするということは妥当であります。補助金とからんで公選権を停止するというようなことは、相当無理があるという結論でございます。

もう一つは、いわゆる懲戒的な行為でございますが、これは御承知のように、地方の公務員に対する公選の地位にあります者、さらにはこうに處せられた場合には、選挙法の規定に入れるわけですね。

○小山(長)委員 地方公共団体の長は公務員ではありません。特別職であります、この人たちが、ただいまの刑法による者には、禁錮以上の刑に処せられました。ことに公選の激しい土地その他公選の地位にあります者、さらにはこうに處せられた場合には、選挙法の規定に入れるわけですね。

○小山(長)委員 選挙法の規定によつて交戻は融通をした者も、またふうに考える次第でございます。

○小山(長)委員 この法律によりまして裁判が行われ、犯罪はあるけれども、執行猶予に相なりました場合に限が入つておりますか。

○勝尾説明員 入つております。

○小山(長)委員 禁錮以上の刑に処せられた場合には、職務を停止せられるわけですね。

○松原委員長 本案に対しまして、各派共同提出にかかる修正案が提出されおりまして、印刷して諸君のお手元に配付しておきました。

正化に関する法律案に對する修正案

補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律案の一部を次のよう修正する。

第一条中「予算の執行の適正化」を「予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化」に改める。

第六条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十一条中「六月以下の懲役又は」を削る。

第三十三条第一項中「地方公共団体」を「國又は地方公共団体」に、同条第二項中「地方公共団体において」を「國又は地方公共団体において」に、「當該地方公共団体」を「各省庁の長その他の職員又は地方公共団体」に改める。

○松原委員長 本修正案についての趣旨の説明は省略し、本案に対する質疑はこれにて終了し、討論を省略して、直ちに採決いたすに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

これより採決に入ります。初めに本法律案に對する各派共同提出の修正案

を採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○松原委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。次に、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。この部分に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○松原委員長 起立総員。よつて本法律案は全会一致をもつて修正議決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、委員長に御一任を願つておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明三十日前十時より開会することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十五分散会

〔参照〕

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
請願に関する報告書
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕